

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	別紙	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	回答
1	実施方針						定義集	審査会は、鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会をいう、とありますが、p10のⅢの1.募集及び選定の方法には総合評価一般競争入札方式とあります。念のための確認ですが、審査は総合評価一般競争入札方式で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	審査会の名称は「鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）」であり、審査方法についてはお見込みのとおりです。
2	実施方針		2	I	1	(5)	美術館の位置づけ	「文化財保護法第53条ただし書きに規定する公開承認施設となるのに必要な施設要件を兼ね備えた美術館整備、維持管理運営を行う方針」との事ですが、事業者による施設整備や維持管理運営業務において実施方針及び要求水準書に記載の内容以外に求める業務内容があればお示し頂きたい。	現時点では想定しておりません。ただし、公開承認施設の承認にあたっては基本設計段階から文化庁との協議を行い、その指示事項にしたがって施設整備を行っていただく必要があります。
3	実施方針		2	I	1	(6)	事業の内容 ①施設概要、 事業用地	事業用地から2-3-4が除外されたが、2-3-1、2-3-9、2-3-8、2-3-10は全て事業用地であると考えて良いか。	入札説明書等公表時に示しますが、現時点では、2-3-1の一部及び2-3-8、2-3-10は含まれない予定です。
4	実施方針		2	I	1	(6)	事業の内容 ①施設概要、 事業用地	上記質問について異なる場合、事業用地の境界を明示していただきたい。	入札説明書等公表時に示します。
5	実施方針		2	I	1	(6)	事業の内容 ①施設概要、 事業用地	2-3-1内に、日本リスオープンページの一部、倉庫、ゴミ置き場等の施設が含まれているが、撤去されるものと考えて良いか。	2-3-1のうち、リス舎等の施設が存在する部分は分筆され、事業用地からは除かれる予定としております。ご質問の施設については、現存するものとしてご提案ください。
6	実施方針		2	I	1	(6)	事業の内容 ①施設概要、 事業用地	事業用地から除外された2-3-4内にある日本リスオープンページ他の施設及び外構について、どのように取り扱う予定かお示しいただきたい。	No.5をご参照ください。
7	実施方針		2	I	1	(6)	事業の内容 ①施設概要 事業用地	事業用地について、2-3-1外となっておりますが、事業用地の境界を図面等で明確に表示して頂けないでしょうか。	No.4をご参照ください。
8	実施方針		2	I	1	(6)	事業の内容 ①施設概要 事業用地	事業用地の西側に日本リスオープンページや倉庫、ゴミ置き場等の施設がありますが、そのまま残されるのか、撤去されるのかご予定をご教示ください。	No.5をご参照ください。

9	実施方針		2	I	1	(6)	事業の内容 ①施設概要 事業用地	3/28実施方針等説明会において、美術館整備準備室より「大御堂廃寺跡駐車場の一部を工事期間中も供用継続していただくことになる」との要望がありましたが、工事計画上の制約となるため、工事期間中は供用停止し、施工エリアとしていただくようお願いします。	工事関係（資材置き場、関係者駐車場等）の範囲としては「2-3-1」敷地での検討をお願いします。
10	実施方針		2	I	1	(6)	①施設概要	延床面積が9,910㎡（基本計画公表時）とありますが、インフォメーションパッケージp53に示されている整備費用の試算は9,910㎡に基づき算出されたとの理解でよろしいでしょうか。また、延べ床面積が増えた場合は、整備費用の予定価格がその分増加されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、この試算は従来型整備手法を採用した場合における試算額であることに留意してください。また、事業者提案による延べ床面積の増加により整備費用を増加することは想定していません。
11	実施方針		3	I	(6)	③	事業期間	事業期間終了後の延長の可能性はありますでしょうか。期間終了時、SPCで雇用していた従業員の雇用継承の想定はございますか。	現時点では、事業期間終了後の延長は想定していません。今回の事業運営状況等を踏まえ、事業期間終了後の運営手法等は改めて検討を行います。
12	実施方針		3	I	1	(6)	④事業の範囲	事業用地の埋蔵文化財の調査は事前に実施済みもしくは不要であり、PFI事業の範囲には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	実施方針		3	I	1	(6)	事業の内容	イ 開館準備業務において（カ）開館後の施設貸出等業務の記載がありますが、具体的な内容は施設の使用許可や使用料金の收受を行うという認識で宜しいでしょうか。また、本業務を事業者が実施するにあたっては指定管理者として指定されている必要があるという認識ですが、開館準備業務開始段階においては事業者は指定管理者の指定を受けているという理解で宜しいでしょうか。事業者が指定管理者の指定を受ける予定の具体的な日付と併せて御教示下さい。	入札説明書等公表時に示します。
14	実施方針		3	I	1	(6)	イ開館準備業務	県と協同して実施とありますが、協同とは心をあわせ、力をあわせ、助け合って仕事をすることを意味すると考えますが、契約の解釈としては、協同事業や協同作業ではなく、本業務は委託であるとの理解で間違いないでしょうか。	本事業実施のために締結する契約は、PFI法第5条第2項第5号及び「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」に定められる「事業契約」となります。
15	実施方針		3	I	1	(6)	イ開館準備業務	常設展、県主体の企画展は企画及び展示計画案を県が策定し、それに基づき関連業務企画案を事業者が策定するとなっておりますが、県と事業者の業務はそれぞれ一応分担されており、協議を重ね、双方が協同の精神でパートナーとして十分にコミュニケーションを図り、連携することで、より良い展覧会を計画、実施するという共通の目的を目指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	実施方針		3	I	1	(6)	イ開館準備業務	県と協同して実施とありますが、事業者の適正な利益を確保したうえで、事業者の予算の範囲内で開業準備業務における諸業務の協議、調整がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業の選定時においては、事業者の適正な利益を想定している点で、お見込みのとおりですが、契約金額は提案に委ねられますので、慎重に検討した金額をもってご提案ください。

17	実施方針		3	I	1	(6)	イ開館準備業務	県と協同して実施とありますが、県と事業者との間で意見が整わなかった場合、どのように企画や実施する業務等の内容が決定されるのかをご教示ください。	美術館運営に当たっては、館長、学芸課長、SPC統括マネージャーらが出席する経営戦略会議（仮称）で、事業活動の方向性や具体的業務方針等の業務プランについて協議することを想定しており、その中で学芸員と民間事業者のお互いのノウハウをしっかりと出し合った議論がなされ、双方が連携しながら業務が行われることで良質なサービスの提供を行うことが必要となると認識しています。そうした協議において、最終的な決定権限と責任は館長（県）に帰属するものとして整理しています。
18	実施方針		3	I	1	(6)	イ開館準備業務	県と協同して実施とありますが、インフォメーションパッケージp37に民間事業者と学芸員は対等な関係となり、とあります。学芸員は事業者の企画展の企画やかかる費用に関する意見を誠実かつ柔軟に受け止め、事業者の予算と人員を踏まえた展覧会等の計画がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問については、「学芸員は、企画展の内容やかかる費用に関する事業者の意見を誠実かつ柔軟に受け止め、事業者の予算と人員を踏まえた展覧会等の計画がなされるとの理解でよろしいでしょうか。」との趣旨であれば、お見込みのとおりです。
19	実施方針		4	I	1	(6)	エ運営業務	県と協同して実施とありますが、事業者の適正な利益を確保したうえで、事業者の予算の範囲内で運営業務における諸業務の協議、調整がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	No.18をご参照ください。
20	実施方針		4	I	1	(6)	エ運営業務	県と協同して実施とありますが、県と事業者との間で意見が整わなかった場合、どのように企画や実施する業務等の内容が決定されるのかをご教示ください。	No.17をご参照ください。
21	実施方針		4	I	1	(6)	エ運営業務	県と協同して実施とありますが、協同とは心をあわせ、力をあわせ、助け合って仕事をすることを意味すると考えますが、契約の解釈としては、協同事業や協同作業ではなく、本業務は委託であるとの理解で間違いないでしょうか。	No.14をご参照ください。
22	実施方針		4	I	1	(6)	エ運営業務	常設展、県主体の企画展は企画及び展示計画案を県が策定し、それに基づき関連業務企画案を事業者が策定するとなっておりますが、県と事業者の業務はそれぞれ一応分担されており、協議を重ね、双方が協同の精神でパートナーとして十分にコミュニケーションを図り、連携することで、より良い展覧会を計画、実施するという共通の目的を目指すという理解でよろしいでしょうか。	No.17をご参照ください。
23	実施方針		4	I	1	(6)	エ運営業務	県と協同して実施とありますが、インフォメーションパッケージp37に民間事業者と学芸員は対等な関係となり、とあります。学芸員は事業者の企画展の企画やかかる費用に関する意見を誠実かつ柔軟に受け止め、事業者の予算と人員を踏まえた展覧会等の計画がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	No.18をご参照ください。
24	実施方針		4	I	1	(6)	エ運営業務	事業契約に委託禁止業務として定められた業務とありますが、ここで言う委託とは、事業者から構成員、協力企業への委託ではなく、構成員、協力企業から第三者への委託を指すとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において委託を禁止する業務は生じないことが確認されたことから、本文該当箇所を削除することとします。
25	実施方針		4	I	1	(6)	エ運営業務	事業契約に委託禁止業務として定められた業務とありますが、委託禁止とする業務をご教示ください。事業契約案が公表される入札公告時の開示ではコンソーシアムの組成が間に合いません。	No.24をご参照ください。

26	実施方針		4	I	1	(6)	事業の内容	④iエ 運営業務について（県と協働して実施）とありますが、運営業務の成果が利用者数の増減、ひいては利用料収入の増減に関わるため、そのことを考慮したリスク分担やサービス購入対価の設定をお願いしたい。	ご意見として承ります。なお、具体的なリスク分担は入札説明書等公表時に示します。
27	実施方針		4	I	1	(6)	事業の内容	④iエ 運営業務について事業者が遵守すべき制限・手続きを含めた詳細な実施条件については入札公告時に公表される入札説明書において定めるとなっていますが、事業計画に大きく関わってくることから、できるだけ早く情報を開示していただくか、入札公告から提案書提出までの期間を十分確保していただくよう配慮したスケジュールをご検討いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
28	実施方針		6 5	I	1	(6)	任意事業	事業用地内の対象施設以外の敷地の一部を使用して任意事業を行う場合、借地料は発生するのでしょうか。発生する場合は借地料の基準をご教示ください。	行政財産使用料の徴収の対象となり、鳥取県行政財産使用料条例第2条をご参照ください。また、使用料の減免については同条例第3条、鳥取県公有財産事務取扱規則第15条、本質問回答の参考資料集をご参照ください。
29	実施方針		4	i	エ	(オ)	附帯事業	飲食施設については、スタッフの常駐は必要でしょうか。セルフサービス等の店舗コンセプトは可能か確認させて下さい。	現時点では、セルフサービスでの飲食施設は想定していません。
30	実施方針		4	i	エ	(オ)	附帯事業	飲食施設、ミュージアムショップともに床の使用料を減免した業務委託の形態は可能でしょうか。	使用料の減免取扱基準については、No. 28をご参照ください。
31	実施方針		5	I	(6)	④	民間提案事業	「対象施設用地以外」とは、県外を想定した事業検討も可能ということでしょうか。	お見込みのとおりです。

32	実施方針		5	I	1	(6)	事業の内容	対象施設用地以外において行う事業の具体的想定事例をお示しいただけないでしょうか。	ご提案に委ねることとします。
33	実施方針		5	I	1	(6)	事業の内容	任意事業（自主事業）においては、「公序良俗に反しない範囲で提案」したものについては、基本的に実施可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	実施方針		5	ii	⑤	ウ	県が実施する業務	収蔵庫内及び、美術品が展示されている展示ケースの清掃は、全て貴県が実施するとの理解で良いでしょうか。	収蔵庫内、美術品が展示されている場合の展示ケース内についてはお見込みのとおりです。一方で、展示ケース外側のガラス面等、美術品に触れない部分については、清掃業務の範囲に含まれます。
35	実施方針		5	I	1	(6)	事業の内容	「⑤県が実施する業務ウ維持管理業務（ア）清掃業務（収蔵庫内、美術品が展示されている場合の展示ケース内）」とありますが、日常清掃・定期清掃共別途との理解で宜しいでしょうか。	No. 34をご参照ください。
36	実施方針		5	I	I	(6)	事業の内容	「⑤県が実施する業務ウ維持管理業務（イ）環境衛生管理業務（I PMの総責任者）」とありますが、要求水準書V維持管理業務に従い、事業者のI PM専門員がI PM総責任者の確認・指示によりI PM業務を行う。との理解で宜しいでしょうか。また、要求水準書の中で、I PM専門員の業務として「県が実施する収蔵庫の清掃に関する県学芸員への助言」や「I PMマニュアルの作成」などが示されていますが、I PM総責任者とI PM専門員の役割・責任の分担について具体的な内容をご教示いただけませんか。	I PM総責任者は館のI PMを総括し、I PM専門員の報告・助言のもと、I PM専門員を含む各職員に必要な指示を行うとともに、必要に応じて館長に報告等を行い指示を仰ぎます。I PM専門員はI PM総責任者の指示のもと、I PMマニュアルを作成しI PM業務を実施するとともに、学芸員含む各職員がI PMマニュアルにしたがって業務を行う際に必要な助言を行います。

37	実施方針		5	I	1	(6)	事業の内容	「ウ 維持管理業務」には(カ)環境衛生管理業務が含まれておりますが、「⑤県が実施する業務」には(イ)環境衛生管理業務(IPMの総責任)の記載があります。「業務要求水準書(案)別紙 5. 維持管理業務」においては、IPMに関連する各業務を事業者側のIPM専門員と県のIPM総責任者との協議の上実施すると記載がありますが、実務上は県のIPM総責任者の指示の下、事業者側のIPM専門員が業務を実施するという理解でよろしいでしょうか。またIPM総責任者の指示に基づき間違いなく業務を遂行したことによる各種リスクについては県側のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
38	実施方針		5	I	1	(6)	⑤県が実施する業務	収蔵品等管理システムの整備は県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
39	実施方針		5	I	1	(6)	エ運營業務	県が実施する学芸業務は、県が主体で行い、事業者は協同の精神をもって支援を行うとの理解でよろしいでしょうか。	学芸業務であっても要求水準書(案)凡例に示される「(下線:SPC)」のとおり、下線のある業務については補助的な支援ではなく主体的な行動を求めていますのでご注意ください。
40	実施方針		6	I	1	(6)	⑥事業者の収入	総事業費の上限価格をご教示ください。入札公告時には、総事業費及び各大項目程度の内訳を提示いただけたとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。整備費、維持管理・運営費、その他費用の金額については、入札説明書公表時に示します。
41	実施方針		6	I	1	(6)	⑥事業者の収入	ア県からのサービス対価 (ア)設計・建設業務の対価について 「～予め定める額を割賦方式により、県への本施設引渡し後、事業者を支払う」とありますが、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、設計金額の縮減が可能となり、事業者にとっても資金調達がより容易になることから、本事業への応募者が増加し、競争原理が一層働くことで応札額の低下を図ることが期待でき、事業のVFMの向上に繋がるものと思われま。	ご意見として承ります。
42	実施方針		6	I	1	(6)	ア県からのサービス対価	事業者の収入の詳細は入札説明書等において示すとありますが、入札参加の判断ができないことから、維持管理、運営にかかるサービス対価の想定を早期にお示しいただきたい。	ご意見として承ります。
43	実施方針		6	I	1	(6)	ア県からのサービス対価	予定価格は、施設整備(設計・建設)、維持管理、開業準備、運営のそれぞれをお示しいただきたい。	ご意見として承ります。
44	実施方針		6	I	1	(6)	(ア)設計・建設業務の対価	設計・建設業務の対価の一部に国の補助金の活用を想定しているとありますが、想定されている補助金の内容、想定額をご教示ください。	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)として、事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費、賑わい交流施設整備費、駐車場整備費、緑化施設等の整備費の一部に補助金を活用することを想定しています。

45	実施方針		6	I	6	(6)	事業の内容	開館準備業務の対価については「施設の供用開始後に一括して」支払うのでは事業者の負担が大きい。最低でも年度ごとに支払うことにすべき	開館準備業務の対価については、他業務の支払時期に合わせ、四半期ごとに支払うこととします。
46	実施方針		6	I	1	(6)	(イ) 開館準備業務の対価	供用開始後に一括して支払うとありますが、要求水準書p15②サービス対価の支払いには、維持管理・運営業務の対価と並んで3か月に一度支払うとあります。要求水準書を正としていただきたい。	No. 45をご参照ください。
47	実施方針		6	I	1	(6)	(イ) 開館準備業務の対価	供用開始後に一括して支払うとありますが、年度四半期ごとにお支払いいただくようお願いいたします。	No. 45をご参照ください。
48	実施方針		6	I	1	(6)	(イ) 開館準備業務の対価	供用開始後に一括して支払うとありますが、約4年間費用を立て替えることは難しいと考えます。当該費用をSPCが資金調達をして支払う場合の金融費用はサービス対価として、当該費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 45をご参照ください。
49	実施方針		6	I	1	(6)	⑥事業者の収入	「ア(ウ)維持管理及び運営の対価」について、維持管理業務には要求水準書(案)別紙Vに記載のとおり計画修繕(更新)以外の修繕業務が含まれておりますが、対価は、維持管理・運営期間中に平準してお支払いするとの理解でよろしいでしょうか。また、修繕費用に上限額を設けて上限を超えた場合には別途お支払いするお考えはありませんでしょうか。	修繕業務の対価は維持管理・運営期間中に平準化して支払う点については、お見込みのとおりです。なお、上限を超えた場合の別途支払いについては想定していません。
50	実施方針		6	ii	⑥	(ウ)	維持管理及び運営業務の対価	説明会において、3年間の実績により4年目以降再契約を検討中とありましたが、3年間の支払い方法について、ご教示下さい。	入札説明書等公表時に示します。
51	実施方針		6	ii	⑥	イ	利用者から得る収入	「維持管理・運営業務の総費用から想定される見込み収益を控除した金額がサービス対価の提案価格(入札額)となる」とありますが、維持管理と運営業務は、同一のサービス対価でしょうか。	維持管理業務及び運営業務の金額配分については提案に委ねることとします。なお、入札説明書等公表時まで、一部費用に関する積算根拠を示すことを予定しています。
52	実施方針		6	I	1	(6)	(ウ) 維持管理及び運営業務の対価	運営業務費は事業者の提案金額を基にとありますが、要求水準で示されている業務の頻度、程度が不明なものが多く、業務費の見積りやリスク算定が困難な状況です。つていは、運営業務の対価につき、県が想定する予定価格をご教示ください。	入札説明書等公表時に示します。
53	実施方針		6	I	1	(6)	⑥事業者の収入	「イ(ア)美術館の入館料収入」については、指定管理者に指定された事業者が県の承認を得て入館料を定める、また「要求水準書(案)別紙VI 8. 運営事務業務(P. 20)」では、「予め知事の承認を得て、決定すること」とされておりますが、指定管理者による入館料決定やその後の利用状況による改定の自由度を高めていただきますようご配慮いただけませんか。	他の指定管理者制度導入施設と同様、条例で規定することなく、指定管理者が提案し、知事の承認を得て決定する流れとなります。また、改定の自由度についても最大限考慮する方向で検討します。なお、実施方針「別紙3. 利用料金の体系」に記載の現行の県博の利用料金の体系は、現時点での参考として示したものであり、他館の常設展の入館料もあわせて参照してください。
54	実施方針		6	I	1	(6)	⑥事業者の収入	事業者の収入となる施設入館料収入等に増減があった場合には、それに応じて県のサービス対価も増減するスキームとの理解でよろしいでしょうか。	左記のケースにおいては、サービス対価の増減を想定していません。

55	実施方針		6	I	1	(6)	イ利用者等から得る収入	入館料収入のうち、企画展の観覧料も事業者の収入になるという理解でよろしいでしょうか。	企画展のうち、事業者が単独で主催するものの観覧料収入についてはお見込みのとおりです。なお、実行委員会形式などにより開催される企画展の場合には、観覧料収入については、都度、開催者相互の取り決めによって定まります。
56	実施方針		6	I	1	(6)	イ利用者等から得る収入	入館料収入、展示室・貸室使用料等の増減リスクを事業者が負担しているという本事業の構造に基づき、県が企画する企画展、イベント等の費用に関する予算管理やマネジメントは事業者が担うとの理解でよろしいでしょうか。企画展は実施の3年くらい前から準備を開始するものもあり、検討を重ねた結果、事業者の当該年度のサービステル値のうち、企画展に関する予算を超過するリスクを懸念しております。	No. 17をご参照ください。
57	実施方針		7	I	1	(6)	県の収入	本計画でのミュージアムショップ、飲食施設では多大な収益を見込むことは困難と考えます。鳥取県行政財産使用料条例による使用料を、極力低額とさせていただきますようお願い致します。	使用料の減免は、No. 28に示す減免取扱基準により、「県の施策として県の要請により使用させるとき」に「経営状況を勘案して別に定める額」とすることが可能となりますが、本事業において必須事業と位置付けている事業は「県の施策」と整理する方向で検討しています。なお、本質問回答の参考資料集をご参照ください。
58	実施方針		6	I	1	(6)	イ利用者等から得る収入(ウ)	県が事業者に販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等については、ミュージアムショップの採算が厳しいため、事業者に一定量を買取らせる方式はやめていただきたくお願いいたします。	入札説明書等公表時に示します。
59	実施方針		6	I	1	(6)	イ利用者等から得る収入(ウ)	事業者が販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等の開発、生産費用は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
60	実施方針		6	I	1	(6)	イ利用者等から得る収入(ウ)	民間事業者が負担する行政財産使用料のうち、図録、所蔵作品に係る商品の販売スペース部分については減免されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 57をご参照ください。
61	実施方針		6	I	1	(6)	事業の内容	⑥イ利用者等から得る収入(ウ)に示された販売手数料について具体的な計算式、金額等をご教示いただけますでしょうか。また、現在の県立博物館の販売実績(過去3ヶ年分)を開示していただけますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。

62	実施方針		6	I	1	(6)	⑥事業者の収入	県が販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等に係る販売手数料とありますが、現時点でどの程度の手数料を想定してますでしょうか。また、それらの販売実績をお示してください。	No. 61をご参照ください。
63	実施方針		7	I	1	(6)	事業の内容	⑦県の収入（ア）について、記載の「図録、所蔵作品に係る商品」の製作費については県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	No. 59をご参照ください。
64	実施方針		7	I	1	(6)	⑦県の収入	図録、所蔵作品に係る商品の種類、金額、販売予定量を提示いただきたくお願いいたします。	入札説明書等公表時に示します。なお、販売予定量等については、経営戦略会議（仮称）において協議のうえ決定することを想定しています。
65	実施方針		7	I	1	(6)	⑦県の収入	ミュージアムショップ、飲食施設等の賃料は、採算が厳しいため無償としていただきたい。	No. 57をご参照ください。
66	実施方針		7	I	1	(6)	⑦県の収入	ミュージアムショップ、飲食施設等の賃料は、採算が厳しいため無償としていただきたいが、無償が難しい場合は、採算が確保できる程度まで減免いただくか、売上比率に応じた賃料としていただきたい。	No. 57をご参照ください。
67	実施方針		7	I	1	(6)	県の収入	事業者が運営するミュージアムショップや飲食施設等は賃料負担が大きいと独立採算での運営が難しくなると考えられるため、賃料について減免措置を設けていただけませんか。	No. 57をご参照ください。
68	実施方針		7	I	1	(6)	事業の内容	⑦県の収入（イ）について、「事業者が運営する…（中略）鳥取県行政財産使用料条例による使用料を事業者が県に支払う。」とあり、同条例の別表に基づき算出されるものと認識しております。参照する箇所は、「2 建物その他の工作物」の「県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎以外の建物 非木造」という認識でよろしいでしょうか。また、単位が使用面積1平方メートルにつき1時間となっておりますが、時間については営業時間で算出するという理解でよろしいでしょうか。	前段についてはお見込みのとおりです。後段については、備考7(2)をご参照ください。1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1㎡につき、1月につき820円です。
69	実施方針		7	I	1	(6)	事業の内容	「事業者が運営するミュージアムショップ、飲食施設等の各賃料」について、鳥取県行政財産使用料条例 第3条の使用料の免除若しくは減免の検討をお願い致します。使用料の免除や減免を行うことで、より多くの事業者が運営に参画する機会を得る事が可能になる（当該使用料の支払いが、事業参画への足かせとなる）と考えております。	No. 57をご参照ください。
70	実施方針		7	I	1	(6)	事業の内容	「事業者が運営するミュージアムショップ、飲食施設等」について、維持管理運営期間が約15年と長期となるため利用者ニーズの変化等の影響を受けることが懸念されます。委託先や運営内容の変更、若しくは運営状況（事業収支の悪化等）によっては運営の中止も検討せざるを得なくなる可能性があります。それらについては県と協議の上、可能とする条件として頂きたい。	委託先や運営内容については、正当な理由がある場合に変更することは可能です。また、業務要求水準書（案）「II 2.（2）①」の内容を一部変更し「①開館日：美術館の開館中は営業していること。ただし、店舗の入替に際し、予め県と合意した期間についてはこの限りではない」とします。

71	実施方針		7	I	1	(6)	事業の内容	⑩事業期間終了時の措置について、「入札説明書等に示す良好な状態で引継ぐものとする。」との事ですが、具体的な基準等はありませんでしょうか。例えば、適切な維持管理運営を行っていることを前提として、通常の範囲内での消耗品の劣化（蓄電池の消耗などはあるものの更新時期に到達していない場合等）は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	実施方針		7	I	1	(6)	⑨事業スケジュール	開館準備期間の開始日が記載されておりませんが、提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。また、提案の開始日に基づき、調査、協議、調整等につき、県のご協力を得られるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、竣工以降は維持管理業務が生じる点、ご注意ください。
73	実施方針		7	I	1	(6)	事業の内容	設計期間約1.5年・建設期間(2.5年)と記載されていますが、設計・建設期間は事業契約締結日～2024年3月の範囲内で事業者側で期間を割り振れるようにしていただきたいと思っております。	ご意見として承ります。なお、基本的には左記ご提案を受け入れる方向ですが、設計期間を短縮する場合には、現在の倉吉市営ラグビー場の移転時期を踏まえた土地譲渡時期を決定する倉吉市と調整する必要がある点についてご了承ください。
74	実施方針		9	II	1	(3)	土地の所有	建設工事着工時までに県が倉吉市から事業用地を取得予定。との事ですが、計画地での事前調査等、計画に必要な各種調査業務については、県の承認を得た上で立ち入り及び調査可能との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、県が倉吉市から事業用地を取得する前に各種調査等をされる場合は、倉吉市の承認を得た上で実施してください。
75	実施方針		9	II	1	(3)	土地の所有	建設工事着工時までに県が倉吉市から事業用地を取得予定とのことですが、方が一用地の取得が遅れた場合に事業者が生じる増加費用は県にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、当該リスク分担につき、県のリスクであることを明確にするため、別紙2リスク分担表に明記ください。	別紙2、「リスク分担表」の「No.36 着工遅延リスク」をご参照ください。
76	実施方針		9	II	1		敷地に関する各種法規則等	事業用地北西にある既存の防災井戸については、現状のまま残すという認識で宜しいでしょうか。その場合、当該防災井戸の維持管理については県もしくは倉吉市が実施するという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
77	実施方針		11	III	2	(2)	競争参加資格の確認	競争参加資格の確認日（参加資格申請日）は何月を予定していますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
78	実施方針		11	III	2	(2)	事業者選定の手順	県民参加型公開プレゼンテーションは評価対象かどうかお示しくください。評価対象の場合は評価基準をお示しいただけないでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。

79	実施方針		11	Ⅲ	2	(2)	事業者選定の 手順	審査会は加算審査及び価格審査を行うとあり、審査会は価格を含めた総合的な審査を行うと解釈しておりますが、金額の多寡が性能審査に影響することがないような審査体制をお願いいたします。	ご意見として承ります。
80	実施方針		11	Ⅲ	2	(2)	事業者選定の手 手順	②重点対話について、現時点で想定している委員（審査会委員、県●●課職員等）についてご開示下さい。重点対話の議題として相応しい議題を検討するために参考としたいと考えています。	重点対話の実施要領（時期、回数、議題、事前提出書類、参加者属性等）については、入札説明書等公表時に示します。
81	実施方針		11	Ⅲ	2	(2)	②重点対話	重点対話の実施時期、実施回数、対話内容等詳細が不明です。事前に開示いただくようお願いいたします。	No. 80をご参照ください。
82	実施方針		11	Ⅲ	2	(2)	県民参加型公開 プレゼンテー ション	県民参加型の公開プレゼンテーションは、審査には影響を与えない、との理解で宜しいでしょうか。	No. 78をご参照ください。
83	実施方針		11	Ⅲ	2	(2)	事業者選定の手 手順	⑥県民参加型公開プレゼンテーションについて、審査の対象とこのことですが下記についてご教示下さい。 1) 公開プレゼンテーションに参加する県民についてはどのように選出する事を予定されておりますでしょうか。 2) 参加する県民に特定のグループの関係者（構成員の社員、利害関係者、社員の知人等を含む）等が選ばれた場合、審査の公平性という観点から好ましくないように考えますが、公平性を確保する仕組みなどはお考えでしょうか。 3) プレゼンテーション内容については、入札参加各者も傍聴可能という認識でよろしいでしょうか。	No. 78をご参照ください。なお、県民参加型公開プレゼンテーションは、広く県民の方々に傍聴していただきたいという趣旨から、参加に際しては特段の制限等を設けない方向で検討しています。
84	実施方針		11	Ⅲ	2	(2)	事業者選定の手 手順	⑥県民参加型公開プレゼンテーションについてプレゼンテーション内容については、入札参加各社（競争相手）も傍聴可能とする場合は、公平性の観点から希望があれば各社から必ず複数名の傍聴を認める等の配慮を頂きたい。	No. 83をご参照ください。
85	実施方針		11	Ⅲ	2	(2)	⑥県民参加型公 開プレゼンテー ション	実施方針等説明会では、公開プレゼンテーションに参加した県民からアンケートを取り審査会に報告するとの発言がありましたが、公開プレゼンテーションでは審査は行われず、拍手や意見も求めず、県民の印象が審査に影響を及ぼさないとの理解でよろしいでしょうか。公平な競争性を担保する観点からお伺いいたします。	No. 78をご参照ください。
86	実施方針		11	Ⅲ	2	(2)	⑥県民参加型公 開プレゼンテー ション	公開プレゼンテーションで市民の意見等を評価に取り入れる場合、「さくら」等の極端な動員による組織票や、ライバルチームへのネガティブ意見の集中や悪質なヤジなど、意図的な評価に繋がる可能性を懸念します。透明性の高い公平な審査を要望します。	No. 78をご参照ください。
87	実施方針		11	Ⅲ	2	(2)	事業者選定の手 手順 ⑥県民参加型公 開プレゼンテー ションについて	3/28実施方針等説明会において、県民にアンケートを取り結果を審査会に報告するなどの方法も考えられている旨の説明がありました。提案に関する県民の評価を審査会に出すことは審査への影響が大きいと想定され、アンケート対象者の選定方法など公平性の点で疑義が生じるものと考えられるため、提案内容の評価に関するアンケートの実施は控えて頂くことを要望します。	No. 78をご参照ください。

88	実施方針		12	Ⅲ	3		募集及び選定スケジュール	入札公告までに建設予定地の地盤調査を実施するとありますが、入札公告時には調査結果が公表されるという理解でよろしいでしょうか。調査結果は施設計画の検討に影響がありますので入札公告時には公表して頂くことを要望します。	入札説明書等公表時に示します。
89	実施方針		13	Ⅲ	4	(2)	基本協定の締結	基本協定、事業契約の案文につきまして、少しでも早いタイミングで開示をお願いできますでしょうか。	ご意見として承ります。
90	実施方針		14	Ⅲ	5	(2)	構成員等の明示	入札参加審査書類提出時に複数の法人から成る入札参加者が構成員及び協力企業を明示するものとされています。提案書類の提出までに構成員から協力企業へ又は協力企業から構成員への変更を希望する場合は認めていただきますよう、お願いいたします。	実施方針「6. 入札参加者の備えるべき参加資格要件」を満たし、かつ、適切な届出がなされた場合に、変更を認めることとします。
91	実施方針		15	Ⅲ	5	(4)	複数応募の禁止	「なお、県が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。」とありますが、これはSPCから非選定グループの構成員や協力企業と業務委託をすることが出来るという理解でしょうか。この条件を設けられた理由をご教示ください。	原案を削除することとします。
92	実施方針		16	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	設計業務に関して参加資格確認基準日はお決まりですか。	参加資格確認基準日は、実施方針の「定義集」に示したとおり、参加資格確認書類の受付締切日を指しますが、具体的なスケジュールについては入札説明書等公表時に示します。
93	実施方針		16	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	①設計業務を行う者のウの要件において、「国公立の美術館」、「博物館法第2条第1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設・ホール・劇場・音楽堂・図書館」のいずれかの実績があればよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	実施方針		18	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	運営業務を行う者の条件が書かれており、何らかの「企画展に関わる業務」に関わった実績があれば、条件を満たすと解されるが、どのような企画展でも良いのか	企画展については、美術館が対外的に「企画展」としているものの主催・共催等の実績を想定しています。

95	実施方針		22	VI	2	(2)	県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合は「通常生ずべき損失を補償する」とありますが、事業者の責めに帰すべき事由による事業契約解除と同様に、違約金を含むか、もしくは通常生ずべき損失に加えて、事業者が本来得るはずだった遺失利益分もご負担いただくようお願いいたします。事業者のみ違約金を請求され、県に対しては損失分のみしか請求出来ない条件は事業参画するに当たり障壁となり得ます。	ご意見として承ります。
96	実施方針	別紙1 本事業における特定事業の構造	25				図	図に記載がありませんので、念のために確認いたします。要求水準で求める本来事業と要求水準で定める附帯事業が必須であり、自主事業と民間提案事業は任意であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の図については、お見込みのとおり、必須事業は、「要求水準で求める本来事業」及び「要求水準で定める附帯事業」であり、任意事業は、「自主事業」及び「民間提案事業」と分類しております。
97	実施方針	別紙1 本事業における特定事業の構造	25				図	美術館本来事業とありますが、本来事業の定義をご教示ください。本事業においては、サードプレイスやユニークベニューなどの取組み方針が示されておりますが、それらは美術を通じて文化振興を図るという目的とは合致しないものもあると考えます。本事業における特定事業の構造図において、自主事業は、サードプレイスやユニークベニューなどを含め、施設の利用促進を目的としたものも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	取組方針はいずれも本県の文化振興を図るためのものであり、サードプレイスの創出やユニークベニューは美術館の本来事業として整理しています。
98	実施方針	2					リスク分担表 (全体)	「△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する」として、県と事業者の双方が負担者とされている項目について、できるだけリスクの分担割合を明確にさせていただけるよう、事業契約等で定めていただけますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
99	実施方針	2	26	1	8		住民対応リスク	「上記以外の理由による住民反対運動…」とは具体的にどのようなものを想定されていらっしゃるか、ご教示いただけますでしょうか。	「上記」とは美術館建設やPFI事業そのものへの反対運動であり、「上記以外」とは建設時の騒音、振動、臭気、運営時の諸種クレーム対応等を想定しています。
100	実施方針	別紙2	26				リスク分担	「10 法令変更リスク」に記載の△ですが、具体的な内容は事業契約書で定めるとは思いますが、現時点で県が想定している具体的な内容・条件・考え等をご教示ください。	本事業に直接関係する法令等の変更、新たな規制立法の成立等以外の法令の変更・新たな規制立法の成立等に関する法令変更リスクの場合には、県の負担とする一方で、当該法令変更の影響が広範に及び、物価指数等に影響を与えるような一般的な法令変更の場合には、サービス対価の物価スライド条項等により最終的には費用の増加を吸収しうることから、事業者の負担とすることを想定しています。
101	実施方針	2	26		1		共通	「No.20環境リスク」が事業者負担となっておりますが、リスクの内容が広義であり、具体的な記載をお願いいたします。	設計・建設・維持管理・運営など事業者が本事業に係る業務を実施することに起因して周辺環境が悪化した場合に、当該環境リスクを事業者の負担とすることを想定しています。
102	実施方針	2 リスク 分担 用	26	1	20		環境リスク	設計・建設・維持管理・運営上の環境への悪影響のリスク分担が事業者となっておりますが、事業者の業務に起因する場合に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

103	実施方針	2	26	1	23		リスク分担表(案)	NO.23「一定以上の急激な物価変動によるコストの変動に関するリスク」は県と事業者が限定的に負担するとのことですが、具体的な指標をお示しいただけますでしょうか。	物価指標に一定以上の変動があった場合に県もしくは事業者が限定的に物価変動リスクを負担することとしています。が、「一定」の基準については入札説明書等公表時に示します。
104	実施方針	2リスク分担用	26	1	23		物価変動リスク	一定以上の急激な物価変動によるコストの変動があった場合、金額の変更を求めることができるとの理解でよろしいでしょうか。	No.103をご参照ください。
105	実施方針	別紙2	26				リスク分担	「23 物価変動リスク」に記載の△ですが、特定の指標を用いて一定率以上の変動(3%以上等)があった場合は県側の負担とする事等を表現しているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、「一定」の基準についてはNo.103をご参照ください。
106	実施方針	別紙2リスク分担表(案)	26				金利リスク	基準金利について金利確定時の利率がマイナス金利となった場合は0%とみなすゼロフロア設定を条件としていただけますでしょうか。	基準金利及び金利確定時期等については、入札説明書等公表時に示しますが、金利確定時の利率がマイナス金利となった場合は0%とみなすいわゆる「ゼロフロア規定」については、条件として設定することを想定しています。
107	実施方針	2リスク分担用	26	1	27		資金調達リスク	県の事由により、入札時から調達額、調達時期に変更があった場合は損害、増加費用等は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。リスクの内容の記載が失敗した場合と限定的に記載されているため、念のための確認させてください。	お見込みのとおりです。
108	実施方針	2リスク分担用	27	1	28、29		不可抗力リスク	近年、過去にない台風や大雨、強風等が発生し、かつ局所的に発生する例があり、必ずしも災害対策基本法に定める天候等に該当しない場合がありますので、人為的な原因を含め、自然災害も不可抗力と認めていただきたくお願いいたします。記載のとおり条件であれば、不可抗力への備えとして予備費を備える必要があり、事業費が大きくなることとなります。	ご意見として承ります。なお、不可抗力の定義については入札説明書等公表時に事業契約書(案)に示します。
109	実施方針	2	27		1	30	知的財産権侵害リスク	すべて事業者の負担になっておりますが、県が実施する学芸業務(県主体の企画展など)に関連して、県から支給された写真・画像などを用いて頒布物を作成する作業なども想定されますが、「県の責に帰すべき事由によるものは除く」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	実施方針	別紙2リスク分担表(案)	27				2調査設計段階	調査設計段階及び建設段階において汚染土壌が出土した場合のリスク負担者は県という理解でよろしいでしょうか。同リスクについては、リスク分担表にも記載願います。	実施方針別紙2「リスク分担表」No.37をご参照ください。
111	実施方針	2リスク分担用	27	3	37		地中障害物処理リスク	事業用地は、既に遺跡等の調査がなされ、埋文発掘調査等を行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.12をご参照ください。
112	実施方針	2リスク分担用	27	3	43		工事費増減リスク	県の指示による工事費の増減の場合は県の負担となっておりますが、県の指示による設計変更、要求水準変更等により、維持管理、運営、開館準備業務費用が増減した場合も県の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

113	実施方針	2 リスク分 担用	27	3	46		一般的損害リス ク	事業者負担となっておりますが、帰責者負担との理解でよろしいで しょうか。事業者に帰責がないにも関わらず、負担することはでき ません。	原文のとおりとします。なお、「工事目的物・材料・他関連 工事に関して生じた損害に関するもの」について、完成引渡 前に、県が負担することはできず、一義的には事業者が負担 し、事業者から帰責者に求償することを想定しています。
114	実施方針	2	27	4	51		リスク分担保 (案)	No.51 他館等への貸出で所蔵品が館外にある場合は貸出先に保管責 任があるかと思料いたします。事業者責任による盗難・毀損とし て、どのような責任が発生することを想定されているのかお考えを ご教示ください。	他館等への貸出についてはお見込みのとおりです。所蔵品が 館外にある場合の例として、現在鳥取県立博物館が実施して いる移動美術館・コレクション宅配便がありますが、これら の事業は「他館への貸出」ではなく、博物館が主催する事業 です。本事業では、例えば、これらの事業を実施する際に事 業者が所蔵品を輸送するにあたって、事業者責任による盗 難・毀損の場合には事業者の責任が発生することを見込んで おります。
115	実施方針	2	27	4	52		リスク分担保 (案)	No.52 「所蔵品が、運送業者・作業員等、県・事業者以外の責に よって館外で盗難・毀損した場合」の負担者が明記されておられ ませんが県がご負担するものと思料いたします。お考えをご教示くだ さい。	No.52のリスク負担者は原文に示すとおりです。
116	実施方針	2	27		4		所蔵品管理リス ク	「収蔵品が他館等への貸出によって館外にある場合に、事業者の責 によって、盗難・毀損した場合」とありますが、作品の貸出などは S P C業務に含まれていませんが、事業者に責がある場合とは、ど のような事象かお教えください。	No.114をご参照ください。
117	実施方針	別紙2	27				リスク分担保	開業準備期間におけるリスク分担保は「4. 維持管理・運営段階」に 含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	実施方針	2	27, 28		4		収蔵品・預託 品・展示品管理 リスクなど	事業者の責に帰すべき事由による所蔵品の盗難・毀損に関するリス クは事業者負担との記載があります。細心の警備・監視を行って も、事業者が負うべきリスクには限界性があると考えます。この点 について事業契約書に詳細な内容が明記されるとの理解で宜しいで しょうか。	事業者が負担する所蔵品管理リスク、預託品管理リスク、展 示品管理リスクは、学芸業務が県の直営業務であることを踏 まえ、事業者が雇用する従業員の故意又は重過失に起因して 盗難・毀損が起こった場合に、事業者が当該リスクを負担す ることを想定しております。
119	実施方針	2	28		61 62		施設利用者変動 リスク	運営業務は県と協働して実施することから、施設利用者数の変動に 伴う収入、支出の増減については県と協働でリスクを負担すること としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
120	実施方針	別紙2 リスク 分担保 (案)	28				施設利用者変動 リスク	施設利用者数の変動に伴う事業者収入の増減は全て事業者のリス ク負担となっておりますが、利用者数に大きな影響がある学芸業務 の展示企画については県が主体または県と協同となっており、民間 事業者がすべてをコントロールできるわけではないためリスク分担保 として不適当と考えます。例えば一定の利用者数範囲を設定し、それ を上回った場合あるいは下回った場合は県と事業者でリスク・リ ターンを分担保するなど一定の配慮を要望します。	ご意見として承ります。

121	実施方針	2リスク分担用	28	4	69	施設瑕疵リスク	事業期間中に発見された場合とありますが、事業期間にわたり瑕疵担保責任を負うものではないとの理解でよろしいでしょうか。また、瑕疵担保の責任期間は入札公告において示されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の瑕疵担保責任期間は、入札説明書等公表時の事業説明書（案）において示します。
122	実施方針	別紙2	28			リスク分担	「70 施設・設備・什器・備品等リスク、県が実施すべきへの損傷」とのことですが、具体的にどのような場合を想定されておりますでしょうか。県の帰責事由や不可抗力により修繕が発生した場合の県による対応を想定しているという事でしょうか。「事業期間中に発生する修繕業務は、県の帰責事由、不可抗力を除き、全て事業者の事業範囲とする」という理解です。	お見込みのとおりです。
123	実施方針	別紙2	28			リスク分担	「73 施設・設備・什器・備品等リスク、県と事業者のいずれの責にもへの損傷」について、リスク分担が県・事業者の両者に△（リスクが顕在化した場合に限定的に負担する）とありますが、リスクが顕在化した場合の限定的な負担とは具体的にどのような負担方法を想定されていますか。	県と事業者の双方に帰責性がないものであって、第三者による施設・設備・什器・備品等の損傷の際、帰責者を特定できない場合の取扱いについては、入札説明書公表時に示します。
124	実施方針	2リスク分担用	29 28	4	74	施設・設備・什器・備品等リスク	事業期間にわたり瑕疵担保責任を負うものではないとの理解でよろしいでしょうか。また、瑕疵担保の責任期間は入札公告において示されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 121をご参照ください。
125	実施方針	2リスク分担用	29	4	81	事故等リスク	事業者帰責以外は県の負担としていただきたい。	ご意見として承ります。
126	実施方針	別紙2	28			リスク分担	「83 技術革新リスク」について、事業者も負担となっておりますが、技術革新を入札段階で想定するのは困難です。そもそもどのような基準で「想定しない/できる」の判断するのが不明なため、本リスクを一部事業者負担とする場合、リスクヘッジを考えた修繕費（入札価格）の大幅増が考えられます。本リスクは県負担としていただくよう再考をお願いします。万が一不可の場合、具体的な基準や考え方、「想定しない/できる」の判断基準等についてご教示ください。	リスク分担（案）を修正し、技術革新リスクを県負担にすることとします。

127	実施方針	2リスク分担保用	29	4	83		技術革新リスク	情報システム、基本ソフト、ソフトウェアは、メーカーによる更新が想定されますが、実施時期等は分かりません。これらに伴う事業者の増加費用（運営の手間、入力作業の増加等を含む事業者の人件費等を含む）は県に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.126をご参照ください。 なお、技術革新に伴わない場合は、通常の更新としてサービス対価に積算しており、当該金額については事業者に対する追加費用は想定していません。
128	実施方針	2リスク分担保用	29	5	88		施設の性能確保リスク	壁、天井、床、手すり、什器、備品等については、使用可能であれば、経年による劣化、汚れ等は性能が確保されているとみなされるとの理解でよろしいでしょうか。	「事業終了時における施設の性能確保」については、経年劣化を勘案した上で、当該時点において最適な施設の性能が確保されている状態であって、入札説明書等公表時の要求水準書において示す性能を満たすこととします。
129	実施方針	4	31	2			維持管理・運営業務に係る保険	(1)(2)とも、保険契約者を事業者と定めていますが、事業者の構成企業または協力企業の付保する包括保険等で、求められる付保条件を満足できる場合、保険契約者は事業者でなくても構いませんか。	入札説明書等公表時に示します。
130	実施方針	別紙4	31				保険の条件	維持管理・運営業務に関する保険で「施設賠償責任保険」、「第三者賠償責任保険」の保険契約者が「事業者」となっていますが、各構成企業で条件を満たせば（例えば維持管理企業が会社として加入している企業包括保険）、条件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。保険契約者を事業者（SPC）に限定した場合、新たに保険に加入するわけで、余計なコストが発生してしまいます。	入札説明書等公表時に示します。
131	要求水準書（案）		1	I	2	(1)	事業期間	開館準備期間の開始年月日はいつを想定していらっしゃいますか。	No.72をご参照ください。
132	要求水準書（案）		1	I	2	(1)	事業期間（予定）	開館準備期間は現時点でどの程度の期間を想定しておりますでしょうか。	No.72をご参照ください。
133	要求水準書（案）		2	I	2	(2)	対象施設	敷地内構造物とありますが、具体的にはどのようなものかご教示ください。	入札説明書等公表時に示します。
134	要求水準書（案）		3	I	2	(4)	本施設の機能	美術ラーニングセンターについてはさらに県としての想定を具体的に示すべきでは	「鳥取県立美術館整備基本計画」p.18をご参照ください。
135	要求水準書（案）		3	I	1	(4)	②中心となる機能における特徴	「美術ラーニングセンター（仮称）」は、そのような室や組織のことを指していますか。あるいは当美術館の施設や活動の全体の特色のことを指していますか。	美術ラーニングセンター（仮称）とは、美術館の機能であり、特色の一つとしています。

136	要求水準書(案)		3	I	2	(4)	②中心となる機能における特徴	a, 美術ラーニングセンター(仮称)に関する質問です。こちらは教育普及の担当事業となるという理解でよろしいでしょうか。もしくは他の協同機関や人員も想定されてますでしょうか。	県とSPC以外の他の機関や人員は想定していません。
137	要求水準書(案)		3	I	2	(5)	事業の範囲	「運営業務のうち、館内サービスに関する業務(附帯事業)、ミュージアムショップ運営、飲食施設運営」について事業期間中に用途の見直し、店舗の閉鎖、運営形態の変更等が生じる恐れがある際の扱いについて開示いただけますでしょうか。	No.70をご参照ください。
138	要求水準書(案)		4	I	2	(5)	事業の範囲	ミュージアムショップ、飲食施設運営は運営業務の付帯事業となっているが、運営事業者はどこまで責任を負うのが不明確。付帯事業への参加希望事業者がない場合などはどうなるのか	ミュージアムショップ、飲食施設については、独立採算にて実施していただく必須事業としています。ただし、初期投資費用はサービス対価に織り込むとともに、経営状態に応じて床賃料については減免するなど、一定の配慮を行う検討をすることが必要と認識しています。
139	要求水準書(案)		4	I	2	(5)	事業範囲	必須事業の付帯事業であるミュージアムショップ・飲食施設に関して、立地を鑑みると収益事業とするには難しく、必要最低限ではなく一定の品質を保つためには市民サービス事業として捉えることが妥当と考えます。したがって、目的外使用料の免除や初期整備費をサービス対価に含むなど配慮いただきたく存じます。またNo1の質問に関係しますが、初期整備費がサービス対価に含まれる場合はその金額等を提示いただきたい。	ご意見として承ります。
140	要求水準書(案)		6	II	1	(2)	敷地条件	現在はおおよその敷地面積の提示のみとなっておりますが明示くださいませんか。	No.4をご参照ください。
141	要求水準書(案)		6	II	1	(2)	敷地条件	既存のリス園と事業敷地が重なっていると見受けられる箇所がございますので、事業敷地を再度お示しいただけますでしょうか。	No.4をご参照ください。
142	実施方針		6	II	1	(2)	敷地条件	事業用地と隣接する大御堂廃寺跡との境界が曖昧なため事業用地が明確となっている図面を提供頂きたい。また、「設計・建設業務」、「開館準備業務」、「維持管理業務」、「運営業務」、及び「自主事業」「民間提案事業」についても当該事業用地内を範囲とするという認識でよろしいでしょうか。	No.4をご参照ください。
143	要求水準書(案)		6	II	1	(2)	敷地条件	西側のリス園のエリアとの境界を明示くださいませんか。	No.4をご参照ください。
144	要求水準書(案)		6	II	1	(1)	敷地条件	事業用地図をお示しください。	No.4をご参照ください。
145	要求水準書(案)		6	II	2	(1)	開館時間・開館日	休館日の曜日や開館・閉館の時刻は事業者が任意に設定でき、変更できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、予め県の承認を得て定めることとなります。
146	要求水準書(案)		6	II	2	(1)	開館時間・開館日	鳥取県職員人件費及び県直接雇用人件費にあたる勤務時間はどのように想定してらっしゃいますか?	県職員の人件費は県から直接支給します。勤務時間、休暇等については、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の適用を受けるとともに、美術館においては変則勤務となります。

147	要求水準書(案)		6	II	2	(1)	開館時間・開館日	夜間開館する場合の条件などございましたらご教示ください。	現時点では、夜間開館の条件は想定していませんが、ご提案があった場合には予め県の承認を得て開館していただくこととなります。
148	要求水準書(案)		6	II	2	(1)	開館時間・開館日	年末年始の営業もご検討されていらっしゃいますでしょうか。	No.145をご参照ください。
149	要求水準書(案)		6	II	2	(1)	開館時間・開館日	燻蒸など運営上必要な件で、数日間休館の必要性も出てきた場合、県の承認をいただければ実施可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
150	要求水準書(案)		6	II	2	(2)	サービス施設	原則の開館時間・開館日について記載がありますが、サービス施設の開館日について、「美術館の開館中は営業していること」とありますが、合理的な運営のために一部もしくは全部について開館日のうち提案の日数を閉館させる等の工夫をすることは可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
151	要求水準書(案)		6	II	2	(2)	サービス施設	原則の開館時間・開館日について記載がありますが、サービス施設の開館時間について、「美術館の開館時間中は営業していること」とありますが、合理的な運営のために一部もしくは全部について開館開始時間より遅らせる等の工夫をする提案は可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
152	要求水準書(案)		6	II	2	(2)	サービス施設	サービス施設とは、業務要求水準書(案)別添資料1各室諸元表7/20ページの【サービスエリア】以下の室名のことでしょうか。	お見込みのとおりです。「サービス施設」は「サービスエリア」と改め、ミュージアムショップ、レストランを対象室とします。
153	要求水準書(案)		6	II	2	(2)	サービス施設	美術館が開館して少し遅れてサービス施設をオープンしたり、夜間イベント等で開館する際にはサービス施設はクローズする、等の対処ができるようお願い致します。	夜間イベント等で開館する際にサービス施設はクローズするのは認める一方で、サービス施設のオープンが遅くとも美術館の開館日と同一の日としてください。
154	要求水準書(案)		11	II	4	(4)	①効果的かつ効率的な美術館経営	事業者に託されているのは細目ごとに示されている要求水準に基づく美術館運営であり、美術館経営を行うことが要求水準ではないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準の充足をもって合意されたサービス対価をお支払いする事業契約となる点についてはお見込みのとおりです。
155	要求水準書(案)		11	II	4	(4)	①効果的かつ効率的な美術館経営	展覧会の開催や各種プログラムの開催とありますが、開催自体が要求水準ではなく、開催するために事業者に託されている業務において要求水準が規定されているとの理解でよろしいでしょうか。	県による直営業務以外については、事業者に求める業務について要求水準を定めているとおりです。
156	要求水準書(案)		11	II	4	(4)	①効果的かつ効率的な美術館経営	経営の効率化を図ることとありますが、SPCの経営の効率化を示しているとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、効率的に業務を実施することを指しているのでしょうか。	効率的な業務の実施によりひいてはSPCの経営を効率化することを想定しております。
157	要求水準書(案)		11	II	4	(4)	イ中期運営計画	中期運営計画において、事業者の各業務の業務細目の予算についても県の承認を得るとの理解でよろしいでしょうか。また、承認された予算に基づき、要求水準で示された業務の微分類ごとに事業者の予算の範囲内で業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	合意された金額の枠内で要求水準を充足することを前提として、事業者の裁量を十分に確保しもって基本計画を実現することを目的としていますので、必ずしも業務の微分類全てに予算を紐づけることを求めるものではありません。
158	要求水準書(案)		11	II	4	(4)	経営管理に関する事項	「計画開始年度」とは「開業」の事という理解で宜しいでしょうか。また、最初に提出する中期計画は年度で区切る場合、5年を超えない期間での計画で宜しいでしょうか。	計画開始年度は、開館準備業務を含むすべての業務の開始年度を指します。後段については、お見込みのとおりです。

159	要求水準書（案）		12	II	4	(4)	経営管理に関する事項	経営戦略会議への参画については、説明会でも言及があったが、運営事業者の意向が反映されることを担保すべき	経営戦略会議（仮称）は、美術館内において県と事業者が合同して協議・意思疎通を行うことを目的としており、基本計画の実現のために必要な事業者意向であればむしろ積極的な発信を期待しているところです。
160	要求水準書（案）		12	II	4	(4)	経営管理に関する事項	経営戦略会議の人員構成はどうなるのかを示してほしい	館長（副館長）、学芸部門統括、統括マネージャーを基本としますが、必ずしもこれに限定されるものではなく、必要に応じて担当者を招聘するなど、館内で柔軟に運用していただくことを想定しています。
161	要求水準書（案）		12	II	4	(4)	経営管理に関する事項	経営戦略会議で運営事業者は県側の意向にどこまで口をはさむことができるのかを示してほしい	No. 159をご参照ください。
162	要求水準書（案）		12	II	4	(4)	経営管理に関する事項	年次報告書とアニュアル・レポートの違いをさらに明確に示してほしい	年次報告書は、要求水準の達成状況等について県が業績監視を行うことを目的として事業者が提出するものであるのに対して、アニュアル・レポートは、展覧会や教育普及活動事業の概要、新規収集資料の報告など、1年間の活動をまとめた報告書として美術館の活動を館外に広く伝えるものである点で、両者は開示する対象及び目的が異なります。
163	要求水準書（案）		12	II	4	(4)	④経営戦略会議（仮称）への参画	経営戦略会議（仮称）へ事業者の統括マネージャーの参加を求められておりますが、県の出席者、開催頻度など現時点でのお考えをご教示いただけませんか。また、P. 10（3）④に記載されている県と事業者間の協議（関係者協議会等として開催）との同時開催をお認めいただけませんか。	No. 159及びNo. 160をご参照ください。なお、県と事業者間の協議とは別に開催（四半期報告等）することを想定しております。
164	要求水準書（案）		12	II	4	(4)	経営戦略会議（仮称）	会議には統括マネージャーが参加と記載されておりますが、運営業務責任者などの責任者も参加させて頂くことも検討しております。その点はご許可頂けますでしょうか。	No. 160をご参照ください。
165	要求水準書（案）		12	II	4	(4)	経営管理に関する事項	④経営戦略会議（仮称）の県側及び事業者側の出席者はどのような人員構成となるのでしょうか。現時点での想定をお示しください。	No. 160をご参照ください。
166	要求水準書（案）		12	II	4	(4)	④経営戦略会議（仮称）	美術館運営に関して、県、事業者相互の意思疎通を目的としているにも関わらず、経営戦略会議という名称にした拘り、目的、意図をご教示ください。	県と事業者が協同して美術館運営を担うこと、事業者の意向も反映しうる場・機会を確保することを示す目的で設置しました。
167	要求水準書（案）		12	II	4	(4)	経営管理に関する事項	⑤利用料金の設定及び収受のうち、任意事業については独立採算であることから、内容や料金設定等については事業者の提案とし、自由度を高めるようご配慮いただけますでしょうか。	お見込みのとおり、ご提案に委ねます。
168	要求水準書（案）		13	II	4	(5)	責任者の配置	総括責任者は必ずしも現地に常駐する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
169	要求水準書（案）		13	II	4	(5)	責任者の配置	総括責任者は必ずしもコンソーシアムの代表企業から選定する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

170	要求水準書（案）		13	II	4	(5)	責任者の配置	統括マネージャーが美術館に常駐するタイミングは、設計・建設業務期間中と開館準備業務期間中を除く、維持管理業務期間、運営業務期間との理解で宜しいでしょうか。	美術館の完成・引渡後は、開館準備業務期間中といえども維持管理業務期間は開始されますので、その時点において常駐していただく必要がある点、ご留意ください。
171	要求水準書（案）		13	II	4	(5)	責任者の配置	統括マネージャーが他のポジション兼務することは可能でしょうか。または、統括サブマネージャーというポジションを設け、もう一名任命することは可能でしょうか。	統括マネージャーに求められる要件（常駐等）を満たす限りにおいて、他と兼務することは可能とします。また要求水準で求める以上の実施体制は提案に委ねる部分ですので、統括サブマネージャーを設置することを妨げるものではありません。
172	要求水準書（案）		13	4	(5)	③	責任者の配置	各責任者の常駐・非常駐の区分をご教示下さい。	統括マネージャーの常駐については原文のとおりとします。各業務責任者の常駐は各業務の要求水準を充足する限りにおいて、必ずしも求めるものではありません。
173	要求水準書（案）		13	II	4	(5)	実施体制	④責任者の配置についてですが、事業者の提案により複数の責任者の役割を担う事が可能な人員を配置できる場合には兼務も可能との認識で宜しいでしょうか。（例：総括責任者と統括マネージャーの兼務等）	各業務責任者相互の兼務については原文のとおりとします。また、統括マネージャーと各業務責任者の兼務はNo. 171をご参照ください。
174	要求水準書（案）		13	II	4	(5)	実施体制	業務責任者相互の兼務は事業者の提案に委ねるものとするの事ですが、ここでいう業務責任者には総括責任者や統括マネージャーを含むという認識でよろしいでしょうか。	No. 171、No. 173をご参照ください。
175	要求水準書（案）		13	II	4	(5)	責任者の配置	統括マネージャーは、施設整備段階と運営維持管理段階では、求められる人材が異なると思慮いたします。段階に応じて交替することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。所定の手続きに従い届け出てください。
176	要求水準書（案）		13	II	4	(5)	実施体制	統括マネージャーは設計、建設から維持管理、運営まですべてを指揮監督することになっているが、同一人で実施するのは不可能。開館前後で交代することは可能か	No. 175をご参照ください。
177	要求水準書（案）		14	II	4	(5)	責任者の配置	開館準備業務責任者が運営業務責任者は兼務することは可能でしょうか。	各業務責任者相互の兼務については原文のとおりとします。
178	要求水準書（案）		14	II	4	(5)	実施体制	責任者の常駐については、統括マネージャーのみ求められており、要求水準を満たす事を前提に、事業者の提案により非常駐の責任者とすることも可能との認識でよろしいでしょうか。	No. 172をご参照ください。
179	要求水準書（案）		14	II	4	(5)	実施体制	常勤と常駐の定義についてお示しください。	「常勤」は事業者が雇用している常勤職員であり、「常駐」は美術館に常に勤務していることを指します。
180	要求水準書（案）		14	II	4	(5)	③責任者の配置	統括マネージャーおよび運営業務責任者の運営期間は常駐とありますが、両者の兼務も可能という理解で良いでしょうか。	No. 172をご参照ください。
181	要求水準書（案）		15	II	4	(8)	セルフモニタリング	県が実施するセルフモニタリングの頻度については特に定めがなく、事業者による提案との理解で宜しいでしょうか。	セルフモニタリングは事業者が行うものであり、県が実施するモニタリングについては原文のとおりとします。

182	要求水準書（案）		15	II	4	(8)	セルフモニタリングの実施	県が実施するモニタリングについて提案する事も可能とするのことでありますが、現時点で想定している「県が実施するモニタリング」内容についてご教示下さい。	入札説明書等公表時に示します。
183	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	①共通事項	民間事業者に係る費用は、…その一切を事業者が負担するところであるが、実行委員会方式で実施する企画展は、実行委員会から費用が支払われることになるのでしょうか。	実行委員会方式で実施する場合の実行委員会への支出分は、サービス対価で積算していることから、事業者より支払っていただくこととしています。
184	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	①共通事項	要求水準に記載された民間事業者の業務に係る費用は、特段の断りがない限りその一切を事業者が負担するところありますが、額装、修復、作品等の撮影など、その頻度、程度が分からないものがあります。これらについては、見積りをするのが難しいため、実施精算としていただきたい。	過去の実績に基づきサービス対価を積算していることから、お見積もりいただくために、過去の実績に関する資料を示します。本質問回答の参考資料集をご参照ください。
185	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	サービス対価の支払い	運営業務において県による直営部分にかかる事業費等（例えば、企画展における作品借用料やコミッションワーク、美術品購入費、収蔵品のデータベース化、調査・研究費などを想定しています。）および、県直接雇用人員費・県職員人件費に対する費用はサービス対価に含まれるのか。あるいはサービス対価には含まれず、県が直接支払いをするのかどうかをご教示ください。	現時点では、県職員の人件費、要求水準にない県業務については、サービス対価に含めることは想定しておりません。
186	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	費用負担	開館準備業務に係るサービス対価の支払いについて、実施方針においては「供用開始後に一括して事業者を支払う。」とありますが、初回の維持管理及び運営の対価と同時に支払われるという事でしょうか。	No. 45をご参照ください。
187	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	②サービス対価の支払い	実施方針説明会において、開館準備業務におけるオープニングイベント等の費用が増加した場合には、県が支払うことを検討しているとの発言がありましたが、提案後、県と合意したオープニングイベントが、提案時より増額となった場合は、県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
188	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	②サービス対価の支払い	開館後3事業年度間において、光熱水費を実績精算する場合とありますが、光熱水費を想定することは難しいため、開館準備期間中も含め、事業期間を通じて実績精算としていただきたい。	入札説明書等公表時に示します。
189	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	②サービス対価の支払い	開館後3事業年度間において、光熱水費を実績精算するところありますが、4年目以降の支払い方法につきご教示ください。展示会の集客状況、イベント等の開催状況により変化する光熱水費を想定することはできず、その変動リスクを事業者が負うことは過度な負担となりますので、4年目以降についても実績精算としていただきたい。	入札説明書等公表時に示します。
190	要求水準書（案）		15	II	5	(9)	費用負担	②サービス対価の支払いについて設計・建設業務の対価は割賦方式により支払うこととされていますが、割賦の期間、回数について具体的にご教示いただけますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
191	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	費用負担	サービス対価の調整が生じた場合の代表的な例の中で、『○開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算する場合』に開館準備業務期間も入れていただきますようお願いいたします。	No. 188をご参照ください。

192	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	サービス対価の支払い	光熱水費はサービス対価に含まれ、開館後3年間は実績値で精算して頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、開館後3年間の実績を踏まえて4年目以降の金額について見直すことができるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
193	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	費用負担	光熱水費については、開館後3事業年度間においては、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、4事業年度以降については3事業年度までの実績に基づいて固定の費用をお支払いいただくという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
194	要求水準書（案）		15	II	4	(9)	費用負担	光熱水費については、維持管理及び運営業務の対価と同様に3か月に一度お支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
195	要求水準書（案）		16	II	4	(9)	②サービス対価の支払い	1年度分の調整額の算定を行い、控除または追加給付の調整を行うとあるが、開館準備業務も対象となるのでしょうか。	開館準備業務のうち、建物の完成引渡後に発生する光熱水費については実績払いとする方向で調整していますが、詳細については入札説明書等公表時に示します。
196	要求水準書（案）		16	II	4	(9)	②サービス対価の支払い	1年度分の調整額の算定を行い、控除または追加給付の調整を行うとあるが、県が予算を確保できないので支払えないという状況はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、追加給付の調整対象は全ての項目には及ばないことから、今後公表する入札説明書等をご確認ください。
197	要求水準書（案）		16	II	4	(9)	②サービス対価の支払い	1年度分の調整額の算定を行い、控除または追加給付の調整を行うとあるが、具体的にはどの業務、どの項目において控除、追加給付を行うのか、ご教示ください。	入札説明書等公表時に示します。
198	要求水準書（案）		16 17	II	4	(10)	保険	既にご所蔵されている美術品への動産保険を、事業者が負担する必要があるのかどうか。その場合、被保険者やご想定されている保険評価額と条件をご教示ください。	当館所蔵品の美術館での収蔵・展示に関する保険は想定していません。ただし、事業者業務である移動美術館等の輸送展示業務において、保険料をサービス購入費で積算しています。
199	要求水準書（案）		18	IV	2	(1)	①開館準備業務計画書	事業契約締結後、本業務を開始する場合は、業務開始後の提出をお認めいただけないでしょうか。	事業契約締結と同時に本業務を開始する場合に限り認めることとします。
200	要求水準書（案）		1/15	III	3		基本方針	要求水準として④倉吉パークスクエア・大御堂廃寺跡とのシナジー効果（相乗効果）の発揮との記載がある。大御堂廃寺跡の範囲は事業費対象外ではあるが、緑化計画等、適宜提案するものと考えて良いか。	事業費に関してはお見込みの通りです。なお、大御堂廃寺跡も含む周辺施設とのシナジー効果については「鳥取県立美術館整備基本計画」で言及しており、大御堂廃寺跡についてはご提案に委ねます。ただし、倉吉市と協議のうえ定める事項であるため、必ずしもご提案通りの事業を確約するものではありません。

201	要求水準書（案）	3	1	Ⅲ			美術館面積	延べ面積9,910㎡について、例えば「9,910㎡以上」等の条件が付加されるのかどうか、お示しいただけないでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
202	要求水準書（案）	Ⅲ	1		3	基本方針	基本方針	倉吉パークスエア・大御堂廃寺跡とのシナジー効果（相乗効果）の発揮とありますが、大御堂廃寺跡敷地と当該敷地との境界に、フェンス等何らかの仕切りは必要でしょうか。	美術館の搬入ヤードなど、セキュリティを要する部分は何らかの仕切りを提案してください。それ以外の部分は、事業者の提案によるものとします。
203	要求水準書（案）	Ⅲ	1		3	基本方針	基本方針	倉吉パークスエア・大御堂廃寺跡とのシナジー効果（相乗効果）の発揮とありますが、大御堂廃寺跡敷地と空間的につなげることが可能な場合、同敷地のイベント利用等に何らかの制限はございますでしょうか。	国指定史跡であることから、原則、史跡地内の掘削はできません。なお、史跡大御堂廃寺跡の利用については、管理者である倉吉市が利用者からの申請等の内容を基にその可否を決めるものであることから、詳細については倉吉市にお問い合わせください。
204	要求水準書（案）	Ⅲ	1		3	基本方針	基本方針	本美術館が災害時に何らかの形で活用される想定はしていますでしょうか。	避難施設とすることなどは基本的には想定していないが、公的施設として必要な協力は可能な限りにおいて実施していただくことを想定しています。
205	要求水準書（案）	Ⅲ	1		3	基本方針	基本方針	倉吉パークスエアや大御堂廃寺跡とのシナジー効果の発揮とありますが、大御堂廃寺跡地と当事業計画地との境界に対して物理的な境界は必要でしょうか。	No. 202をご参照ください。
206	要求水準書（案）	Ⅲ.設計・建設業務 3.基本方針	1				基本方針	堅固な構造とは、小分類耐震性に記載の構造体の耐震性：Ⅱ類を満足する構造計画と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に記載されている内容を広く指すものです。なお、要求水準書（案）に記載されている内容を超える性能を求めるものではありません。

207	要求水準書（案）	Ⅲ設計・建設業務	1	Ⅲ		基本方針	大御堂廃寺跡とのシナジー効果とありますが、大御堂廃寺跡の活用の検討のため、大御堂廃寺跡の遺跡調査後に行った埋め戻し方法をご教授願います。土の種類、盛土厚さ、埋設時に遺跡部を覆うような養生の有無。	○発掘調査後の埋め戻し方法 ・発掘で検出された遺構面には良質な砂を10cm程度かぶせ、その上の保護盛土層と分離しています。また、保護盛土層は、基本的に掘った土で、人力により埋め戻し、そこから、現地表面までは重機による埋め戻しで、興和紡績工場の解体残土を含んでいます。 ○遺構面までの深さ ・北ほど（美術館側）深く、深さ1m以上。南側へは次第に浅くなり、史跡の南端は20cm程度とのことですが、深さについては現在、大御堂廃寺跡保存活用計画のなかで図を作成しているところです。
208	要求水準書（案）	Ⅲ設計建設業務	1	Ⅲ		基本方針	だれもが建物のどの方向からも、気軽に立ち寄りやすいオープンな施設とは、「複数の方向から外構等を経由して1か所の主入口に向かう動線を整備するもの」は含まれると考えてよろしいでしょうか。または「複数方向に設けた各入口から建物内に自由に入ることのできるオープンな施設」をさすものでしょうか。	「『複数の方向から外構等を経由して1か所の主入口に向かう動線を整備するもの』は含まれる」とお考え下さい。
209	要求水準書（案）		3	2	Ⅲ	基本方針	CASBEEととりにおいてAランク以上を取得するのは【本施設】であり、仮に民間提案事業（付帯事業）で別棟を建設した場合は除かれるという考えでよろしいですか？	本事業では、敷地内に民間施設（別棟）を建設することは想定しておりません。
210	要求水準書（案）	Ⅲ.設計・建設業務 3.基本方針	1			地盤状況	地盤状況については、2019年7月予定の入札公告時に開示されると考えて宜しいでしょうか。	No.88をご参照ください。
211	要求水準書（案）	Ⅲ.設計・建設業務 3.基本方針	1			地盤状況	上記、地盤状況資料については「建築基礎設計のための地盤調査計画指針（日本建築学会）」に則り、支持地盤の調査の他、液状化判定、各種土質試験結果など、基礎設計に必要な調査項目が含まれていると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
212	要求水準書（案）	Ⅲ	1		3	基本方針 地盤状況	「別添資料●●●●●●●●図」は今後開示予定でしょうか。また、開示予定の場合、開示時期の見込みについて御教示ください。	No.88をご参照ください。

213	要求水準書（案）	Ⅲ. 設計・建設業務 3. 基本方針	1			社会基盤テレビ 電波障害受信障害の障害範囲	事業者が実施する業務範囲を明確にして頂けますでしょうか。 (例えば机上検討までなど)	原文のとおりとします。「6. 業務の実施に関する業務要求水準」をあわせてご参照ください。
214	要求水準書（案）	Ⅲ設計・建設業務	1	Ⅲ		美術館面積	賑わい交流施設（仮称）として国交省の補助事業の対象となる予定とありますが、想定されている補助メニュー、補助事業費をご教示ください。	No. 44をご参照ください。
215	要求水準書（案）	Ⅲ設計・建設業務	1	Ⅲ		美術館面積	賑わい交流施設（仮称）として国交省の補助事業の対象となる予定とありますが、当該補助事業費の申請は設計段階において行うこととなります。対象とならなかった場合、事業者の資金調達額の変更等にかかる増加費用等は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	県の財源内訳が想定と異なることにより事業者に追加の負担が生じることはありません。
216	要求水準書（案）	Ⅲ. 設計・建設業務 4. 施設整備に係る基本的性能	3			常時荷重	常時荷重について、展示室等において「建築構造設計基準（平成30年版）」に記載の積載荷重以上に見込む必要があれば、ご指示願います。	現時点では、常設展示室③及び企画展示室において、「建築構造設計基準（平成30年版）」に記載の積載荷重以上を見込むことを検討していますが、詳細は入札説明書等公表時に示します。
217	要求水準書（案）		3/15	III	4	安全性、機能維持性、電力供給機能の確保	同資料8/15ページ、III、5、電気設備計画に関する要求水準、発電設備、燃料系発電装置において、連続運転可能時間が10時間以上と記載されているが、電源供給機能を維持すべき期間、および対象となる機能をご提示いただきたい。	「要求水準書（案）Ⅲ. 設計・建設業務5. 施設計画 電気設備計画 燃料系発電装置 要求水準欄 c」に記載のある「業務上停電が許されない負荷への電源供給」は、「別添資料1 各室諸元表」の電気設備欄「非常電源（空調）」「非常電源（照明・コンセント）」に記載のとおりです。
218	要求水準書（案）		3/15	III	4	安全性、機能維持性、空調機能の確保	空調機能を維持すべき期間、および対象となる範囲をご提示いただきたい。	No. 217をご参照ください。

219	要求水準書（案）	3	3	Ⅲ		ユニバーサルデザイン	「設計中、工事中、工事完成前の各段階において実施する福祉団体との意見交換会を行うこと」とありますが、この意見交換会でコスト変動を伴う提案内容の変更も想定されることから、貴県を当事者とすべきではないでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
220	要求水準書（案）	Ⅲ設計建設業務	3	Ⅲ		ユニバーサルデザイン	設計中、工事中、工事完成前の各段階において実施する福祉団体との意見交換会による要求水準を上回る設計変更などの要望は、県に起因する変更扱いと同じと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
221	要求水準書（案）	Ⅲ	4		4	施設整備に係る基本的性能 気流の設定	気流速度を0.5m/s以下とするのは収蔵庫の美術品周りのみで宜しいでしょうか。	居室の居住域と、収蔵庫は0.5m/s以下とします。
222	要求水準書（案）	Ⅲ.設計・建設業務 4.施設整備に係る基本的性能	4			振動 基本性能	床の連続振動について、設備機器による振動の他、用途に応じて来館者による歩行振動の想定が必要であれば、ご指示願います。	通常の歩行振動以外想定しておりません。

223	要求水準書(案)	Ⅲ.設計・建設業務 4.施設整備に係る基本的性能	4			振動 応答加速度の目標値	床の鉛直振動についてV-70以下とする室、V-90以下とする室についてご指示願います。	V-70とする室は、ホール・レクチャールーム、応接室、会議室とします。 V-90とする室は、全ての展示室、県民ギャラリー、研究室、研究作業室、ワークショップルーム・スタジオ、キッズルーム、ボランティア室、ミュージアムショップ、レストラン、エントランス、受付、EVホール、展示ロビー、主催者控室、館長室、総務事務室、学芸執務室、監視員控室、警備員室、警備員控室、救護室、清掃員控室とします。
224	要求水準書(案)	Ⅲ.設計・建設業務 4.施設整備に係る基本的性能	4			振動 応答加速度の目標値	床の鉛直振動についてV-70～V90以下とする場合、解析による評価の他、施工時に性能確認を要する室があれば、ご指示願います。	解析での確認までを想定しています。
225	要求水準書(案)	Ⅲ設計・建設業務	6	Ⅲ		什器・備品	什器・備品は展示ケースなどを含んでおり広範かつ調達額も相当の規模があると想定されますので、早急に開示をお願いいたします。	入札説明書等公表時に示します。
226	要求水準書(案)		6 5	Ⅲ	5	什器備品	什器・備品リストの公開予定時期をお教えてください。 また、展示ケースや収蔵棚などについてもリストでお示しいただけると理解すればよいでしょうか。あるいは、各室諸元表や作品リストよりSPCよりご提案するという想定でしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
227	要求水準書(案)	Ⅲ.設計・建設業務 5.施設計画	7			構造計画	各室の床積載荷重については、「建築構造設計基準(平成30年版)」に記載の無い用途については、実状に合わせた設定すると考えて宜しいでしょうか。	No.216をご参照ください。
228	要求水準書(案)	Ⅲ設計・建設業務	7	Ⅲ		オープンスペース	今後、オープンスペース等に屋外展示を行う彫刻等がありましたら、数、サイズ、重量をご教授願います。	現時点では具体的な計画を想定しておりません。
229	要求水準書(案)	Ⅲ設計建設業務	7	Ⅲ		オープンスペース	オープンスペースの面積、場所、利用方法については提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
230	要求水準書(案)	Ⅲ	8		5	施設計画 静止型電源設備	直流電源装置の放電時間は、非常照明用に用いる場合は30分以上とありますが、直流電源装置+発電機で供給する場合は10分としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
231	要求水準書(案)	Ⅲ	8		5	施設計画 構内情報通信網設備	各階に支線系スイッチを設けられるようにするとありますが、機器及び配線は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	機器及び配線は本事業に含めます。
232	要求水準書(案)	Ⅲ設計・建設業務	8	Ⅲ		構内情報通信門設備	県の職員が利用する情報機器の調達、保守管理、更新等は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	県の職員が利用する情報機器のうち、庁内LANパソコンの調達、保守管理、更新等は事業範囲外となります。

233	要求水準書(案)	Ⅲ設計・建設業務	8	Ⅲ		構内情報通信門設備	県のイントラネットに繋がる、県の職員が利用する情報機器を接続する通信網は県が整備するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。	
234	要求水準書(案)	Ⅲ設計・建設業務	8	Ⅲ		構内情報通信門設備	構内LANの構築に必要な県のイントラネットなどの仕様等をご教示ください。	入札説明書等公表時に示します。	
235	要求水準書(案)	Ⅲ	9		5	施設計画	PHS	同等機能を有するシステムであればPHSでなくてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
236	要求水準書(案)	Ⅲ設計建設業務	9	Ⅲ			マルチサイン装置	イベント案内などを表示する「マルチサイン装置」をエントランスホールに設けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
237	要求水準書(案)	Ⅲ設計建設業務	9	Ⅲ			時刻表示装置	子時計は電波式に置き換えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
238	要求水準書(案)	Ⅲ	9		5	施設計画	映像・音響設備	レストラン及び会議室、ホール、エントランスに設けるとありますが、「別添資料1 各室諸元表」と合致しない場所があります。どちらを優先すればよろしいでしょうか。	入札公告等公表時に示します。
239	要求水準書(案)	Ⅲ.設計・建設業務 5.施設計画	9				映像音響設備	(3)映像・音響設備は「別添備品リスト」によるとありますが、入札公告の際にご提示下さい。	入札公告等公表時に示します。
240	要求水準書(案)	Ⅲ	9		5	施設計画	全国瞬時警報システム	「別添資料● 全国瞬時警報システム 基本構成図」を参照とありますが、どの資料を示しますでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
241	要求水準書(案)	Ⅲ.設計・建設業務 5.施設計画	9				全国瞬時警報システム	「別添資料● 全国瞬時警報システム 基本構成図」を参考に県が別途支給するJアラート受信機および専用パソコンを用いた警報システムを整備するとありますが、入札公告の際に基本構成図及び設置場所をご提示下さい。	No.240をご参照ください。なお、設置場所は「総務事務室」です。
242	要求水準書(案)	Ⅲ設計建設業務	9	Ⅲ			音声誘導装置	利用者の主動線を想定し、音声誘導装置を設ける位置とルートは提案によるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
243	要求水準書(案)	Ⅲ	10		5	施設計画	防犯・入退室管理設備	カード枚数は監視員を含めた職員数分を用意し、予備として50枚を見込むとありますが、職員数は何人と考えればよろしいでしょうか。	事業者の運営業務に必要な職員数は事業者の提案によるものとします。なお、現時点では、美術館に勤務する県の職員数は10人程度を想定しています。
244	要求水準書(案)	Ⅲ	10		5	施設計画	中央監視設備	電気設備と自動制御設備のそれぞれに中央監視設備がありますが、統合することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
245	要求水準書(案)	Ⅲ	10		5	施設計画	デジタルアーカイブビューイング	詳細は「別添資料● デジタルアーカイブビューイングの映像機器の設置等について」を参照とありますが、どの資料を示しますでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。

257	要求水準書（案）	Ⅲ.設計・建設業務 6.業務の実施に関する要求水準	15			建設業務建設工事e.近隣対応等 電波障害対策 (対策工事・事後確認調査含む)及び近隣対応(説明会等)	電波障害対策工事の実施が要求水準として明記されていますが、一方で要求水準書(案)Ⅲ.設計・建設業務 3.基本方針1ページの社会基盤では、電波障害が生じた場合の対策費用負担は発注者とするがあります。 調査結果を踏まえた対策工事は事業者が行うが、費用は発注者が別途負担するという理解でよろしいでしょうか。 また、その場合は、要求水準から外して頂くことを要望します。	「調査結果を踏まえた対策工事は事業者が行うが、費用は発注者が別途負担するという理解でよろしいでしょうか」については、お見込みのとおりです。 「要求水準から外して頂くことを要望します」については、原文のとおりとします。
258	要求水準書（案）	Ⅲ設計 建設業務	14	Ⅲ		建設工事 f	別途行われる工事の具体例をお願いします。	現時点では具体的に決定したものはありません。 ただし、倉吉市において大御堂廃寺跡地保存活用計画の策定後、実施計画等を作成し、整備工事を行うことを予定しています。
259	要求水準書（案）	4及び 6	1	Ⅳ	3	実施主体	実施主体『●』『○』『(●なし)』の定義を教えてください。 例：開館までの施設の維持管理の業務の流れ・プロセス・具体的手続きはすべて下線(SPC)の手続きであるが、県に『○』がについている点について。	各業務における実施主体を簡潔に表しています。ご質問の例については、「<建物引き渡し後、開館までの施設の維持管理>」と修正します。
260	要求水準書（案）	別紙 開館準備業務	1/24	Ⅳ	3	開館までの施設維持管理	実施主体として鳥取県とSPCの共同で行うと想定されていますが、基本的に施設維持管理は、SPC維持管理担当者の実施業務とされており、基本的にはSPC主導&責任ということで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
261	要求水準書（案）		1/2 4	Ⅳ	3	事務所及び収蔵品等の移転作業	作業量のわかる資料をご提示ください。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
262	要求水準書（案）	Ⅳ開館準備業務	1	Ⅳ		備品什器・消耗品の移転	移転計画は県が作成するとの理解でよろしいでしょうか。	「移転計画」も本事業における官民が協同する業務と位置付けていることから、経営戦略会議で決定することを想定しています。また、移転業務は事業者の専門性を期待するところです。
263	要求水準書（案）	Ⅳ開館準備業務	1	Ⅳ		備品什器・消耗品の移転	移転する備品什器・消耗品の種類、量は入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。

264	要求水準書（案）	別紙 開館準備業務	1/24	IV	3	事務所 及び収 藏品等 の移転 作業	備品什器・消耗 品の移転 収藏品の移転	○県博からの作品及び展示ケースの移送に関して：移送計画及び保険は誰が立案し事務手続きを行う想定でしょうか。また、それぞれ移転前・後のコンディションチェックが必要と存じます。 ○備品に関して：貸与可能備品及び新規購入予定備品の一覧などがございましたら開示をお願いいたします。 ○備品に関しては、購入・リースの選択がございますが、方針が既に決まっているようでしたらご教示おねがいいたします。 ○事業契約終了時、購入した備品等をどのように取り扱うご予定かお尋ねしたいです。	入札説明書等公表時に示します。なお、備品に関する購入・リースの選択はご提案に委ねますが、事業契約終了時の扱いとしては、県有財産については引き続き県が維持するとともに、事業者所有物については、県が必要と認める場合に時価にて譲り受けることとします。
265	要求水準書（案）	IV開館 準備業務	1	IV			収藏品等管理シ ステムの開発、 運用	収藏品等管理システムの整備は県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 38をご参照ください。
266	要求水準書（案）	IV開館 準備業務	1	IV			収藏品等管理シ ステムの開発、 運用	ここでいう収藏品等管理システムは、VIのp17のデジタルアーカイブビューイングの欄に記載されている収藏品データベースと同意との理解でよろしいでしょうか。	開館準備業務に示すシステムは、「収藏品等管理システム」を想定しており、収藏品データベースは鳥取県ミュージアムネットワークを通じて県立美術館を拠点に美術系文化施設との協力連携による収藏品データベースを想定しており、両者は別物となります。本質問回答の参考資料集をご参照ください。
267	要求水準書（案）	IV開館 準備業務	1	IV			収藏品等管理シ ステムの開発、 運用	IV開館準備業務p1の「収藏品等管理システム」とVI運営業務p17の「デジタルアーカイブビューイング」が同一の場合、名称の統一をお願いいたします。	異なるものを指しています。本質問回答の参考資料集をご参照ください。
268	要求水準書（案）	別紙 開館準備業務	1/24	IV	3	収藏品 管理シ ステム の開発 運用		HP（SPC業務）連携のためにも、開業前からの協議に参加が必要と存じます。	ご意見として承ります。
269	要求水準書（案）	IV	1	IV	3		収藏品等管理シ ステムの開発、 運用	収藏品管理システムについては、開発から県立博物館の所蔵品のデータ登録、更新までを県が担い、運営事業者はデータをウェブ公開するだけという理解でよいか	お見込みのとおりです。本質問回答の参考資料集をご参照ください。
270	要求水準書（案）	別紙 開館準備業務	1/24	IV	3	ブラン ディン グ		ロゴ及びシンボルマークの公募は、どの程度の規模を想定されていらっしゃいますか。それによって、審査会メンバーや謝礼などの想定も変化しますので、お伺いしたいです。 また決定したロゴは商業登録が必要と存じますが、そのような手続きはどちらが実施主体となって行う想定かお伺いしたいです。	民間事業者の豊富なノウハウ・アイデアによる提案を期待するものであり、具体例は示さないこととします。 また、後段については、事業者の業務とします。
271	要求水準書（案）	IV開館 準備業務	1	IV			開館前の広報	広報計画、イベント計画、内覧会計画、オープニングセレモニー計画につき協議するとあるが、県と事業者との間で協議がまとまらなかった場合の取扱いをご教示ください。	No. 17をご参照ください。

272	要求水準書（案）	IV開館準備業務	1	IV		開館前の広報	広報計画、イベント計画、内覧会計画、オープニングセレモニー計画につき、協議した結果、かかる費用が県の要望によって事業者の想定を超えた場合は、県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
273	要求水準書（案）	別紙開館準備業務	1/24	IV	3	開館前の広報	開館前の広報計画の作成、広報活動	リーフレットの仕様部数が明記されていますが、500部では少ないように思われます。どのような配布先を想定されていますか。また、仕様変更させて頂くことは可能でしょうか。	この500部は広く一般に配布するものでなく、主に来館視察者用に準備するものです。
274	要求水準書（案）	別紙開館準備業務	2/24	IV	3	開館前の広報	広報イベント	3年前ということは、2022年となりますが、具体的にはいつ頃からイベント開催が可能でしょうか。	開館3年前からのイベント開催を想定し、サービス対価に積算しています。
275	要求水準書（案）	4及び6	2	IV	3		開館前の集客業務	旅行会社の送客契約の手数料率の決定についてですが、貴県の条例に基づくと必要がありますでしょうか。	県の条例に基づく必要はありません。
276	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV			展覧会開催準備業務	関連業務企画案作成とありますが、関連業務とは何か、具体的にご教示ください。	常設展示に係る一連の関連業務一体的に、各種計画策定時に戦略会議等で協議し作成することを想定しています。
277	要求水準書（案）	IV.開館準備業務 3.業務の実施に関する要求水準	2				展覧会開催準備業務	S P C主体のポップカルチャー等の企画展は何回程度開催するか想定がありましたらご教示ください。	年1回を想定したサービス対価を積算しています。
278	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV			常設展の準備	業務の流れ、具体的な手続きを確認させてください。県が行う企画立案、展示計画案の作成とは、展示の構成、展示シナリオの作成、開会から終了までのスケジュール作成、進捗を管理する工程表の作成、展示場の配置図の作成等のことであり、これらに基づき、事業者が関連業務企画案として、広報物、展示場施工などの計画、見積りを行い、事業者の予算に合わせて企画、展示計画の修正などを協議して常設展計画が決定され、実施していくという理解で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
279	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV			常設展の準備	企画立案、展示計画案の作成が県の業務となっておりますが、それぞれ具体的な業務の範囲をお示しください。	No. 278をご参照ください。
280	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV			常設展の準備	企画及び展示計画案は、開業のどれくらい前に示されるのかをご教示ください。	契約締結後に、協議を開始することを想定しています。
281	要求水準書（案）	IV	2	IV	3		常設展の準備	「関連業務企画案」というのが今後も出てくるが、「関連業務」の範囲が不明。さらに明示してほしい	No. 276をご参照ください。
282	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV			県主体の企画展の準備	企画立案、展示計画案の作成が県の業務となっておりますが、それぞれ具体的な業務の範囲をお示しください。	No. 278をご参照ください。

283	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV			県主体の企画展の準備	業務の流れ、具体的な手続きを確認させてください。県が行う企画立案、展示計画案の作成とは、展示の構成、展示シナリオの作成、開会から終了までのスケジュール作成、進捗を管理する工程表の作成、展示場の配置図の作成等のことであり、これらに基づき、事業者が関連業務企画案として、広報物、展示場施工などの計画、見積りを行い、事業者の予算に合わせて企画、展示計画の修正などを協議して企画展計画が決定され、実施していくという理解で間違いはないでしょうか。	No. 278をご参照ください。
284	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV			県主体の企画展の準備	企画及び展示計画案は、開業のどれくら前に示されるのかをご教示ください。	No. 280をご参照ください。
285	要求水準書（案）	別紙開館準備業務	2/24	IV	3	展覧会開催準備業務	SPC主体の企画展の準備	ポップカルチャー等の企画展ということですが、ポップカルチャーとはどのようなものを想定されていらっしゃいますか。またその分野にどの程度限定されますでしょうか。次年度以降のSPC主体企画展の年間開催本数及びテーマのご想定はございますでしょうか。	「まんが王国」を謳う本県の特性を活かし、まんが、アニメなどのポップカルチャーをテーマとした楽しい展覧会を、県内の関係施設と連携を図りながら開催することとしています。県の取り組み施策を踏まえながら提案をしていただくこととなりますが、それに限定することなく、幅広い観点から提案いただきたい。また、特に子どもたちが美術館を訪れてみたいと興味を抱くような企画展を企画していただき、それをきっかけとして美術に興味をもっていただく。そうした企画展も想定しています。
286	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV			S P C主体の企画展の準備	S P Cが主体であるにも関わらず、協議のうえで企画展計画を決定するとあります。そのようにした意図、狙いをご教示ください。	No. 15及びNo. 17をご参照ください。
287	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV			S P C主体の企画展の準備	協議のうえで企画展計画を決定するという事は、県の要望により当該費用が増加した場合は、県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
288	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV			S P C主体の企画展の準備	協議のうえで企画展計画を決定するとありますが、事業者が企画した企画展については、基本的に反対されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
289	要求水準書（案）	別紙開館準備業務	2/24	IV	3	利用者対応	開館後の施設の貸出等	開館前の貸出も可能とのことですが、貸出受付だけでなく、使用可能ということですか。	入札説明書等で公表します。

290	要求水準書（案）		2 / 2 4	IV	3	利用者対応	「開館前の貸出しも可能とする」とありますが、具体的に想定されているものがあればお示しください。この点に関しては広報や集客促進の観点からSPCより提案する趣旨でしょうか。	入札説明書等で公表します。
291	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV		ボランティア	県が県の業務を委託するボランティアは、県が直接採用し、管理するとの理解でよろしいでしょうか。	県は、ボランティアに業務を委託することは想定していません。
292	要求水準書（案）	IV開館準備業務	2	IV		友の会	既存の友の会を基本的に継続する想定でしょうか。あるいは、新たに友の会を設置するという想定でしょうか。	新たに友の会を設置することを想定しています。
293	要求水準書（案）	別紙開館準備業務	2/24 3/24	IV	3	収集	こちらに記載されている「作品資料」とは、美術作品そのもののことを指してらっしゃいますか。	お見込みのとおりです。
294	要求水準書（案）	V維持管理業務	1/7			総則 (法令に基づく有資格者)	「電気主任技術者を選任する」とありますが、専門業者（電気保安協会等）へ電気工作物の保守・監督業務を委託する場合、必ずしも常駐者で選任（資格を保有）させなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
295	要求水準書（案）	V	1			その他有資格者	IPM専門員は選任が常駐義務がないとの判断でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
296	要求水準書（案）	V維持管理業務	1	V		業務の記録	業務の全般的な経過を記載した書面がイメージできません。具体的にどのようなものでしょうか。	各業務計画書で計画した内容が実行されていることを分かるようにしてください。
297	要求水準書（案）	V維持管理業務	1	V		業務の記録	業務の全般的な経過を記載した書面とは日報のことでしょうか。	業務要求水準書（案）「II. 4. (4) ③」に示す報告書を指します。
298	要求水準書（案）	V維持管理業務	1	V		業務の記録	同一業務内容とありますが、ここで言う業務とはどのレベルを指しているのでしょうか。	点検、清掃などの定期的に内容が決まっているものは定期的な報告とします。修繕業務のうち、調査・設計・工事は各業務終了時報告とします。
299	要求水準書（案）	V維持管理業務	1	V		業務の記録	業務の全般的な経過を記載した書面が時間単位で作成することを想定されているのであれば、業務負担が大きいためやめていただきたい。	時間単位ごとの書面を作成する必要はありません。
300	要求水準書（案）	V	1	総則		維持管理員の配置時間	維持管理の業務責任者及び業務担当者の配置時間は、事業者の提案によるもので構わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

301	要求水準書（案）	V	1	総則	業務の実施	業務の報告	「維持管理又は建物の維持保全計画…事業者の立場から適切な技術的助言を行う」とありますが、助言を行うにあたり調査や報告書作成等、大量の作業が必要になる場合は本事業とは別途業務とすることを協議させていただけますでしょうか。	県策定計画に対する技術的助言については、事業者（施設管理者）の立場からの現況報告や技術的見解を求めるものであり、大量の作業を要求することまでは想定しておりません。
302	要求水準書（案）	V維持管理業務	1/7			総則（業務の報告）	「県が施設等の維持管理又は建物の維持保全計画若しくは長期修繕計画の作成若しくは見直しを行う場合」とは具体的にどのような場合を想定されていますか。	事業終了以降の維持保全計画作成や長期修繕計画を行うことが考えられます。
303	要求水準書（案）	V維持管理業務	2	V		備品	備品の調達に維持管理業務に含まれておりますが、実施方針p3のア設計・建設業務にも（オ）備品等調達・設置業務が含まれております。どちらが正しいでしょうか。	備品の調達は、施設整備に含みます。
304	要求水準書（案）	V維持管理業務	2	V		備品	維持管理業務に含まれる備品は展覧会において、新たに必要とされる展示ケース等の調達を示しているのでしょうか。そうであれば、運営業務の範囲としていただけないでしょうか。	No. 303をご参照ください。
305	要求水準書（案）	V維持管理業務	2/7			総則（業務に伴う廃棄物の処理）	事業者が処理するのは業務の実施に伴い発生したごみ（清掃ごみや設備管理の上で発生したごみ（消耗品等）等）のみであり、施設利用者がごみ箱等に捨てたごみは県で処分いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	施設利用者がごみ箱等に捨てたごみの処分は、事業範囲と考えます。
306	要求水準書（案）	V維持管理業務	2	V		報告書の作成提出	業務実施報告書は、業務の報告欄で示されている業務月報、年次報告書を指すとの理解でよろしいでしょうか。	業務実施報告書は「業務担当者の業務遂行状況及び要求水準達成状況」の報告が必要です。「業務担当者の業務遂行状況」は、業務要求水準書（案）「II. 4.（4）③」に示す報告書内の記載を可とします。「要求水準達成状況」の報告は別書類とし、全要求水準に対する状況を記載願います。
307	要求水準書（案）	V維持管理業務	3	V		厨房機器設備	維持管理業務に含まれておりますが、独立採算の範囲で実施するものではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
308	要求水準書（案）	V維持管理業務	3/7			定期点検等及び保守（発電設備）	発電設備の燃料補充（費用負担含む）は県にてご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。天災等により発電設備が稼働し燃料を消費したとき、不可抗力扱いとなると考えております。	光熱水費同様に事業者の業務として想定しています。不可抗力に関する具体的な取決め（案）は入札説明書等公表時に示します。
309	要求水準書（案）	V	5	修繕	建築物の修繕	修繕業務の考え方	計画修繕のうち更新にあたるものは、当初要求水準案どおり事業の範囲外としていただけないでしょうか。また、事業者の責によらない機器の更新および計画修繕については事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。

310	要求水準書（案）	V維持管理業務	5	V		事務室	事務室とは別添資料1各室諸元表p9の職員ゾーンのうちのいずれの部屋を示すのかご教示ください。	給湯室以外の全室とします。
311	要求水準書（案）	V維持管理業務	5/7			清掃（展示ケース）	「壁面展示ケース・可動式展示ケースの外側ガラス面を日常的に清掃し」とありますが、日常的にというのはあくまでも展示ケース内に展示物がない場合に限るという理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。展示ケース内に展示物がある場合、ない場合に関わらず、壁面展示ケース・可動式展示ケースの外側ガラス面清掃は業務範囲内です。
312	要求水準書（案）	V維持管理業務	5/7			清掃（展示ケース）	「壁面展示ケース・可動式展示ケース内に展示物がある場合の清掃は…（中略）必要な協力を行う」とありますが、現在県が想定している具体的な内容についてご教示ください。	ケース内の清掃作業に必要な器具や消耗品の提供協力を想定しています。
313	要求水準書（案）	V維持管理業務	6	V		一般事項	建築保全業務共通仕様書が更新された場合の対応は協議となっておりますが、対応に伴う事業者の増加費用は県に負担いただきたい。	原文のとおりとします。
314	要求水準書（案）	V維持管理業務	6	V		一般事項	I PM適用範囲である本施設全館とは、外構を含まない建物のことでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、害虫及びびねずみ等の外部から建物内への侵入の防除は、I PM業務の範囲となりますので、建物周囲の点検・管理は行っていただく必要があります。
315	要求水準書（案）	V	6	環境衛生管理	一般事項	建築物環境衛生管理技術者の資格	「建築物環境衛生管理技術者に文化財I PMコーディネーターの資格保有者を選任し」とありますが、これは同一の者が、建築物環境衛生管理技術者と文化財I PMコーディネーターの2つの資格を保有していなければならないということでしょうか。また当該選任者については、常駐義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	建築物環境衛生管理技術者と文化財I PMコーディネーターの資格保有者は同一の者とします。これらの資格については維持管理業務の準備及び開始の時点までに取得してください。なお、要求水準を充足する限り常駐することを求めるものではありません。
316	要求水準書（案）	V維持管理業務	6/7			環境衛生管理（一般事項）	「建築物環境衛生管理技術者に文化財IPMコーディネーターの資格保有者を選任し、業務を実施する」とありますが、建築物環境衛生管理技術者の資格保有者が文化財IPMコーディネーターの資格を保有している事を求めているのでしょうか。また、その場合はその必要がありませんでしょうか。業務を適切に遂行できる場合においては、文化財IPMコーディネーターは選任すればよく配置する建築物環境衛生管理技術者が保有する事は必須としない要求水準として頂けないでしょうか。	No. 315をご参照ください。
317	要求水準書（案）	V維持管理業務	6/7			環境衛生管理（一般事項）	「『建築保全業務共通仕様書』の最新版に基づき実施すること」とありますが、あくまでも本内容は参考としつつ、事業者の管理ノウハウから、事業者の提案に基づいた管理を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

318	要求水準書（案）	V維持管理業務	6/7				環境衛生管理（一般事項）	ここで言うIPM専門員とは文化財IPMコーディネータの資格保有者ということでしょうか。文化財IPMコーディネータの資格保有者でなくとも環境衛生管理における調査及び防除業務の遂行能力があれば問題ありませんでしょうか。	No. 315をご参照ください。
319	要求水準書（案）	V維持管理業務	6/7				環境衛生管理（一般事項）	文化財IPMコーディネーターは選任すればよく、要求水準に記載の業務（IPMマニュアルの作成や県のIPM総責任者との協議、空気環境などの計画作成・実行）を適切に遂行できる場合においては、現地に配置（常駐・常勤）しない計画とする事も可能という理解で宜しいでしょうか。	No. 315をご参照ください。
320	要求水準書（案）	V維持管理業務	6/7				環境衛生管理（一般事項）	「IPM責任者の承諾を得ること」とありますが、このIPM責任者とはIPM総責任者を指すのでしょうか。	お見込みのとおりです。
321	要求水準書（案）	V維持管理業務	6/7				環境衛生管理（調査及び防除）	「IPM専門員は、IPM総責任者と協議し…(中略)調査・防除を行う。このため、IPMについて…(中略)、IPM専門員のみ、収蔵庫に立ち入ることができるものとする。」との事ですが、例えばIPM総責任者と協議等を行い、環境衛生管理に係る業務計画を立案することとして、収蔵庫に立入り実際の防除業務等は事業者の責任の下で再委託先が実施する事も可能として頂きたい。IPM専門員が計画立案やIPM総責任者との協議、調査・防除の全てを実行するのは難しいと考えます。	要求水準を充足する限りにおいて、お見込みのとおりです。
322	要求水準書（案）	V維持管理業務	7	V			寄贈資料等の燻蒸、脱酸素処理等	害虫等の付着がないという最終判断は県のIPM総責任者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
323	要求水準書（案）	V	7	環境衛生管理	手順	寄贈資料等の燻蒸、脱酸素処理等	燻蒸処理等	燻蒸等の処理を要する新たに入ってくる美術品は、年間平均どれぐらいの頻度及び量が見込まれますでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
324	要求水準書（案）	V維持管理業務	7	V			遺失物の取扱い	遺失物の管理は、VI運営業務のp18において運営業務の要求水準として記載があります。どちらが正しいでしょうか。	遺失物は、維持管理・運営の両業務が行われている開館時間中に発生するものと考えられますが、本事業では維持管理業務において遺失物の管理を行うこととします。
325	要求水準書（案）	V	7		施設警備業務		巡回監視	(7/7頁)「最低2時間ごとに本施設内を巡回警備すること」とあります。要求水準では24時間の有人警備となっていますので夜間の巡回警備も必要という理解でよろしいでしょうか。また、駐車場など事業用地内での24時間巡回警備も必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。更なる詳細については入札説明書等公表時に示します。
326	要求水準書（案）	V	7				警備	警備業法上の法的要件を満たした警備員を常駐させる必要はありませんか。	ご提案に委ねることとします。更なる詳細については入札説明書等公表時に示します。
327	要求水準書（案）	V	7	警備	施設警備業務		巡回監視 巡回警備	「最低2時間ごとに巡回警備」とありますが、これは深夜帯も含め24時間を対象とするものでしょうか。それとも開館時間帯のみ、又は事業者の提案でしょうか。ご教示ください。	No. 325をご参照ください。

328	要求水準書（案）	V	7	警備	施設警備業務	巡回監視	「施設警備業務巡回監視は2時間ごとに本施設を巡回警備する。」とありますが、施設開館から閉館までとの理解で宜しいでしょうか。また夜間巡回（閉館～翌日開館まで）は事業者の提案で宜しいでしょうか。屋外巡回警備頻度についても合わせてご教示ください。	No. 325をご参照ください。
329	要求水準書（案）	VI運営業務		VI		全般	県と協同で業務を行う主旨は十分に理解をしておりますが、責任の所在が不明確にならないかと思慮しております。パートナーとして協同するとのご配慮もいただいておりますが、協議の結果、事業者が想定している内容が著しく変更され事業者の費用が増加し、かつ当該増加費用を事業者が負担しなければならないことを懸念しております。協同あるいは協議においては、要求水準が充足されているうで、あくまでも提案した業務費が尊重されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
330	要求水準書（案）	VI運営業務		VI		全般	県と事業者が協議し、あるいは県の判断で実施する業務のうち、頻度、業務の内容、程度が不明な業務が多数あります。業務費用を算定することが難しいため、これらの業務は、事業者の年間の当該項目の予算を超えない範囲で実施し、また、予算を超過した場合は、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付により支払われるとの理解でよろしいでしょうか。見積りが難しい業務を以下に示します。 <ul style="list-style-type: none"> ・p4収集する作品資料等の輸送等 ・p4収蔵品等管理システムに図書資料の情報を登録 ・p4作品資料等の撮影及びデジタル化 ・p5新規収蔵作品資料等の保存処置、修復 ・p5作品資料等の展示・保存のための額装 ・p6作品資料等を梱包し、収納 ・p6画像の管理・貸出しにおける新規撮影 ・p8借用作品の保険加入 ・p8借用する作品資料等の集荷返却（輸送） ・p10展示・広報・図録等に必要画像がない場合に新規撮影 ・p11借用作品の保険付保 ・p12借用作品資料等の集荷返却（輸送） ・p13県が算出する看視員数 ・p16普及広報誌の発行 ・p19美術館運営に伴う庶務の費用 ・p20ガソリン代支払 	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
331	要求水準書（案）	VI運営業務		VI		全般	県と事業者が協議し、事業者が仕様書を作成する業務が多数ありますが、これらは全て、県と事業者との協議において、仕様書に明記する予算を事前に合意するとの理解でよろしいでしょうか。また、その予算は事業者の年間の当該項目の範囲を超えないとの理解でよろしいでしょうか。さらに、万が一当該項目の予算を超え、さらに展覧会等で当該業務の実施が必要な場合は、事業者は当該業務を免れるあるいは、不足する業務費用を別途、追加して県が事業者に支払う（要求水準書p16の調整額等）との理解でよろしいでしょうか。	No. 330をご参照ください。
332	要求水準書（案）	VI運営業務	3	VI		業務プロセスに係る凡例	個別の業務ごとに業務の流れ・プロセス・具体的手続きが記載されておりますが、そのうち、「【】：第三者に関する業務」は、県が第三者に依頼し、費用は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	県の業務においては県が第三者に依頼し、有償の場合は県が負担します。

333	要求水準書（案）	別紙 運営業務	3/24	VI	3	収集	購入	○一般に関して：価格評価参考人の選定は県が主体となって行われるのでしょうか。また想定される方がいらっしゃるようでしたらご教示ください。 またこの購入決定には経営戦略会議は関与しないというご想定でしょうか。 ○コミッションワークに関して：広報・関連イベントの実施主体は県と記載されていますが、SPC広報担当者との共同主体としてはいかがでしょうか。	作品の購入は県の業務とし、現段階では購入決定を経営戦略会議に委ねることは想定していません。 また、コミッションワークについてはご意見として承ります。
334	要求水準書（案）	別紙 運営業務	4/24	VI	3	収集	収集評価委員会の開催	○収集評価委員会のメンバーとなる有識者選定は県が主体となって行われるのでしょうか。想定される委員の方がいらっしゃいましたらご教示ください。	現行の収集評価委員会のメンバーは、本質問回答の参考資料集をご参照ください。改選後の委員の想定は公表致しません。
335	要求水準書（案）	別紙 運営業務	4/24	VI	3	収集	収集作品資料等の輸送等	想定されている年間の作品資料の種類や数量をご教示ください。	入札説明書等公表時に示します。
336	要求水準書（案）	Ⅳ VI	4	Ⅳ	3		収集作品資料等の輸送等	輸送における仕様書とはどんなものか	入札説明書等公表時に示します。
337	要求水準書（案）	VI運営 業務	4	VI			収集する作品資料等の輸送等	収集する作品資料等の輸送にかかる費用は、荷物の量、荷物の特性、保険費用等が分からないため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	入札説明書等公表時に示します。
338	要求水準書（案）	別紙 運営業務	4/24	VI	3	収蔵品 管理シ ステム の運用	作品資料等の登録、公開	収蔵品システムの一般公開のタイミングはオープンと同時という理解でよろしいでしょうか。 データ公開する作品の選定、著作権の確認や管理は県が主体となつてされるという想定でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
339	要求水準書（案）	VI運営 業務	4	VI			収蔵品等管理システムに、作品資料等の画像及び関係情報を登録	業務内容は、収蔵品等管理システムに、作品資料等の画像及び関係情報を登録とありますが、業務は画像や関係情報の登録ではなく、HP上で収蔵作品データベースとして画像や資料を公開するとの理解でよろしいでしょうか。また、HP上での公開とは、収蔵作品データベースにリンクを貼るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
340	要求水準書（案）	VI運営 業務	4	VI			収蔵品等管理システムに、作品資料等の画像及び関係情報を登録	HP上で収蔵作品データベースより画像や資料を公開するとありますが、収蔵作品の魅力伝える内容、表示と外部の研究者、他の美術館関係者が研究等の目的のためにデータベースを閲覧する機能とは、全く異なる設えになるかと思料します。前者はデータの加工が含まれますし、後者は収蔵作品データベースの設計にも関わることかと思料いたしますので、事業者が本業務で実施する具体的な仕様をお示しください。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。

341	要求水準書（案）	VI運営業務	4	VI			収蔵品等管理システムに、図書資料の情報を登録	システムへの登録作業だけでなく、分類、整理も含まれるのでしょうか。具体的な業務方法、作業量がイメージできませんので教示ください。分類、整理とは書庫などに配架するような作業でしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
342	要求水準書（案）	VI運営業務	4	VI			収蔵品等管理システムに、図書資料の情報を登録	分類、整理の方法は県が指定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、作業イメージは、本質問回答の参考資料集をご参照ください。
343	要求水準書（案）	VI運営業務	4	VI			収蔵品等管理システムに、図書資料の情報を登録	データの入力量をご教示ください。また、原票はどのような資料でしょうか。あるいは一冊、一資料ごとに読み取り、入力を行うのでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
344	要求水準書（案）	IV VI	4	IV	3		図書資料の登録	美術系図書資料のデータ登録・更新は購入・寄贈分ということだと推察されるが、どの時期からの分を対象にするのか	開館後としています。
345	要求水準書（案）	VI運営業務	4	VI			作品資料等の撮影及びデジタル化	撮影する作品資料等の数量、撮影補助作業などが分からないため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
346	要求水準書（案）	IV VI	4	IV	3		資料撮影・デジタル化	撮影における仕様書とはどんなものか	入札説明書等公表時に示します。
347	要求水準書（案）	VI	5		3	業務の実施に関する要求水準	新規収蔵作品資料の保存・修理	新規収蔵作品資料の購入数や寄贈数は事前に把握できないため、保存・修理に関する業務の対価は設定するのが困難です。提案時には何らかの条件を設定いただき、実施時には別途予算措置をとられることと考えてよろしいでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
348	要求水準書（案）	別紙運営業務	5/24	VI	3	保存管理	新規収蔵作品資料の保存・修復	想定されている年間の新規収蔵作品の内訳や数量をご教示ください。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
349	要求水準書（案）	VI運営業務	5	VI			新規収蔵作品資料等の保存処置、必要に応じて修復	保存計画、修復計画は県が示すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
350	要求水準書（案）	VI運営業務	5	VI			新規収蔵作品資料等の保存処置、必要に応じて修復	保存処置にかかる資材等の内容、数量が分からないため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
351	要求水準書（案）	VI運営業務	5	VI			新規収蔵作品資料等の保存処置、必要に応じて修復	p8の展示を目的とした作品資料の修復や額装は県が実施することとなっておりますが、本業務は新規の収蔵作品のみが該当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
352	要求水準書（案）	VI運営業務	5	VI			新規収蔵作品資料等の保存処置、必要に応じて修復	修復がご専門の学芸員の方はいらっしゃいますでしょうか。	現時点で配置は想定していません。

353	要求水準書（案）	VI運営業務	5	VI			新規収蔵作品資料等の保存処置、必要に応じて修復	これまで実施してきた修復の契約、方法についてご教示ください。外部へ委託されてきたのでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
354	要求水準書（案）	VI運営業務	5	VI			新規収蔵作品資料等の保存処置、必要に応じて修復	これまで実施してきた修復業務の水準をご教示ください。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
355	要求水準書（案）	VI運営業務	5	VI			作品資料等の展示・保存のための額装	額装、再額装の程度、頻度などが分からないため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
356	要求水準書（案）	別紙運営業務	5/24	VI	3	保存管理	額装	○額装計画：現状の額装計画を伺いたいと存じます。 ○再額装：現時点で必要と想定される作品がどの程度ございますでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
357	要求水準書（案）	IV-VI	5	IV	3		額装	額装の際の仕様書とはどんなものか	入札説明書等公表時に示します。
358	要求水準書（案）	別紙運営業務	6/24	VI	3	保存管理		燻蒸などの処置を想定する必要はございませんか。	原案のとおりとします。
359	要求水準書（案）	IV-VI	6	IV	3		梱包・収納	梱包・収納の際の仕様書とはどんなものか	入札説明書等公表時に示します。
360	要求水準書（案）	VI運営業務	6	VI			作品資料等を梱包し、収納	収蔵作品資料の特性、保管、収納方法は、保管計画として示されるの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
361	要求水準書（案）	VI運営業務	6	VI			作品資料等を梱包し、収納	収納、梱包の程度、頻度などが分からないため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	入札説明書等公表時に示します。
362	要求水準書（案）	VI運営業務	6	VI			画像の管理・貸出し	業務の流れに記載の協議にアンダーラインがありませんが、誰との協議を示しているのでしょうか。	県の業務として整理し記載内容を変更します。
363	要求水準書（案）	VI運営業務	6	VI			画像の管理・貸出し	画像管理保全基準は、県が示すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
364	要求水準書（案）	VI運営業務	6	VI			画像の管理・貸出し	貸出判断に必要な借用依頼者への確認等は県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
365	要求水準書（案）	VI運営業務	6	VI			画像の管理・貸出し	新規の撮影は程度、頻度などが分からないため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
366	要求水準書（案）	別紙運営業務	6/24	VI	3	保存管理	画像管理・貸出	新規に撮影を行う場合は、SPCが主となって行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
367	要求水準書（案）	別紙運営業務	7/24	VI	4	調査・研究	著作権	著作権情報は収蔵品システムとの連携も検討した方が良く存じます。そのような場合の記録・管理も県でされるという想定でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

368	要求水準書（案）			VI	5		学芸業務展示全般	以下項目の積算にあたり、数量・作業量のわかる補足資料や、実績額又は見込み額をお教えください。あるいは過去に外部委託した業務（内容や金額等）をご提示願います。 ・収集作品資料等の輸送等 ・資料撮影・デジタル化 ・新規収蔵作品資料の保存・修復 ・梱包・収納 ・執筆に係る翻訳（常設展示、企画展示） ・集荷返却（輸送）、展示・撤収作業、展示替（常設展示、企画展示） ・空間構成・会場施工（常設展示・企画展示） ・図録の製作（企画展示） ・音声ガイド（企画展示）	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
369	要求水準書（案）	VI運営業務	8	VI			常設展の展示計画	常設展示の要求水準においては、開館準備業務p2の常設展の準備において県が実施すると記載されている企画立案の記載がございませんが、開館準備業務として立案した企画に基づき、常設展が計画されるとの理解でよろしいでしょうか。	「企画立案」を追記することとします。
370	要求水準書（案）	VI運営業務	8	VI			常設展の展示計画	業務の流れ、具体的な手続きを確認させてください。県が行う展示計画案の作成とは、展示の構成、展示シナリオの作成、開会から終了までのスケジュール作成、進捗を管理する工程表の作成、展示場の配置図の作成等のことであり、これらに基づき、事業者が関連業務企画案として、広報物、展示場施工などの計画、見積りを行い、事業者の予算に合わせて企画、展示計画の修正などを協議して常設展計画が決定され、実施していくという理解で間違いはないでしょうか。	No. 278をご参照ください。
371	要求水準書（案）	VI運営業務	8	VI			常設展の展示計画	展示計画案を県が策定し、それに基づき関連業務企画案を事業者が策定するとなっておりますが、県と事業者の業務はそれぞれ一応分担されており、協議を重ね、双方が協同の精神でパートナーとして十分にコミュニケーションを図り、連携することで、より良い展覧会を計画、実施するという共通の目的を目指すという理解でよろしいでしょうか。	No. 15をご参照ください。
372	要求水準書（案）	別紙運営業務	8/24	VI	5	常設展示	執筆	○【第三者検証】と記載がございますが、どのような方を想定されてますでしょうか。 ○広報で使用する原稿執筆は県とSPC協同で執筆から関わらせていただければと存じます。	主催者側が執筆した図録等の原稿を、関係する協力者的な研究者等にみってもらうことを想定しています。 また、後段についてはご意見として承ります。
373	要求水準書（案）	VI運営業務	8	VI			常設展の展示・広報・図録等に必要文章・解説の執筆、翻訳	広報、図録は、日本語と英語が一般的だと思います。日本語と英語に限定していただきたい。	ご意見として承ります。
374	要求水準書（案）	VI運営業務	8	VI			常設展の展示・広報・図録等に必要文章・解説の執筆、翻訳	翻訳者の選定は県が行うとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
375	要求水準書（案）	VI運営業務	8	VI			常設展の展示・広報・図録等に必要文章・解説の執筆、翻訳	翻訳者との訳文の修正等は、直接、県と翻訳者とで行われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

376	要求水準書（案）	VI運営業務	8	VI		常設展の展示・広報・図録等に必要文章・解説の執筆、翻訳	多言語対応整理表とは使用する単語や熟語、表現の相関をお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。	
377	要求水準書（案）	IV VI	8	IV	5	執筆	「多言語対応整理表」により、とあるが、見当たらない。何種類の言語に対応すればよいのか	本質問回答の参考資料集をご参照ください。	
378	要求水準書（案）	4及び6	8	IV	5	執筆	別途示す「多言語対応整理表」は入札公告時に示されるということでしょうか。多言語については、英語・中国語・韓国語・日本語の4ヶ国語という理解でよろしいでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。	
379	要求水準書（案）	別紙運営業務	8/24	VI	5	常設展示	告知印刷物（ポスター、チラシ等）の製作	過去の配布計画及び製作部数の実績を開示いただけますでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
380	要求水準書（案）	別紙運営業務	8/24	VI	5	常設展示	出品目録、展示ガイドの製作	過去の製作部数の実績とどのような展示ガイドを製作されたのかご教示ください。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
381	要求水準書（案）	別紙運営業務	8/24	VI	5	常設展示	付保	○想定していらっしゃる平均的な作品での保険評価額をお教えてください。 ○事故による毀損等があった場合、借用先との交渉は県とSPCどちらが行うこととなりますでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
382	要求水準書（案）	VI運営業務	8	VI		借用する作品資料等に保険加入	借用する作品の評価額により保険料が異なるため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	ご意見として承ります。なお、外部借用作品の保険契約等の実績については本質問回答の参考資料集をご参照ください。	
383	要求水準書（案）	別紙運営業務	8/24	VI	5	常設展示	集荷返却（輸送）	○常設展示というと基本的にはご所蔵品をメインにしたものと想定しておりましたが、作品借用が発生するということが記載されております。 どのような常設展示内容を予定されているのか、またどの程度外部からの借用が発生するのかをご開示いただけたらと存じます。 ○集荷返却作業はSPCの実施ということですが、トラック同乗のみ県の実施となっております。作品の安全を図るためにもこの一連の作業は協同で行うのが良いと存じます。	○現時点で、常設展示の内容を具体的に公表することはできません。 ○ご意見として承ります。
384	要求水準書（案）	VI運営業務	8	VI		借用する作品資料等の集荷返却（輸送）	梱包、輸送方法が分からないため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	入札説明書等公表時に示します。	
385	要求水準書（案）	別紙運営業務	8,12/24	VI	5	常設展示 企画展示	展示・撤収作業	基本的には美術品専門輸送業者を利用し、展示撤収作業を実施いたしますが、例えば、小ぶりの作品であれば、学芸員による展示作業とすることも可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
386	要求水準書（案）		9/24	VI	5		音声ガイド	常設展示の音声ガイドについて、各展示において主要な作品5点程度とありますが、各室諸元表にある各展示室で5点程度という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

387	要求水準書（案）		8、1 1 ／24	VI	5		借用する作品資料等の保険加入	常設展示・企画展示ともに借用作品に関する保険料について、過去の実績額や見込み額があれば、お教えください。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
388	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			展示の空間構成・会場施工	展覧会内容と想定入場者規模は県から示されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
389	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			展示の空間構成・会場施工	協議においては、事業者の予算に基づき空間構成。会場施工検討の見直しもなされるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
390	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			展示の空間構成・会場施工	展示に必要な資材（その都度の展示作品に合わせた展示台等）を作成することとありますが、常設展示は収蔵品が基本となるため備品としてあらかじめ準備されるところを、運営業務として展示台の準備を行うのでしょうか。その場合、展示台の所有権はどのような取扱いになるのかご教示ください。	展示室での展示に必要なほとんどの備品については什器・備品リストにとりまとめています。
391	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			展示の空間構成・会場施工	常設展示においては、収蔵品に加え、借用する作品を展示する機会があると考えますが、そのための展示台等を都度作成する場合、その頻度、程度等が分からないため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	ご意見として承ります。
392	要求水準書（案）	別紙運営業務	9,13/24	VI	5	常設展示	来場者看視・対応	○現状の常設展示の看視及び警備計画を開示いただきたいです。 ○展示ケースなどの清掃は清掃員の役割としても検討できると考えます。 現状の清掃員の役割も開示頂きたいと存じます。	県立博物館における看視及び警備に関する事項は別添資料のとおりです。また、展示ケース等の清掃は清掃員の役割を想定しています。
393	要求水準書（案）	別紙運営業務	9/24	VI	5	常設展示	関連イベント	常設展に関連するイベントの開催実施にあたっては、必然的にSPC運営が関与することになると存じますので、協同で実施に当たるといふことをご再考いただければと存じます。	ご意見として承ります。
394	要求水準書（案）	IV VI	9	IV	5		関連イベント	関連イベントについては県の直営部分にもかかわらず経営戦略会議で協議し、実施案の決定に関わるといふことか	美術館運営に関連するイベントに関してはお見込みのとおりです。本事業は経営戦略会議において官民が協同して運営方針を決めていくことを趣旨としています。
395	要求水準書（案）	IV VI	9	IV	5		音声ガイド	同上	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
396	要求水準書（案）	VI	9		5	学芸業務（展示）	音声ガイド	別途示す「多言語対応整理表」とは、どの資料を示しますでしょうか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
397	要求水準書（案）	別紙運営業務	9/24	VI	5	常設展示	音声ガイド	現在ご使用、もしくはご検討されている音声ガイドはどのようなものか開示頂きたいと存じます。他の音声ガイドシステムをご提案することが可能かどうか伺いたいです。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
398	要求水準書（案）	VI	9		5	学芸業務（展示）	電子ディスプレイ	電子ディスプレイシステムの工事区分について、ご教示願います。	ご指摘の電子ディスプレイは、展示で用いるディスプレイ画面やタブレット画面等であり、詳細は入札説明書等公表時に示します。

399	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			関連動画や画像を電子ディスプレイ等で紹介	画像、動画は県から提供されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
400	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			県主体企画展	県主体の企画展は企画及び展示計画案を県が策定し、それに基づき関連業務企画案を事業者が策定するとなっておりますが、県と事業者の業務はそれぞれ一応分担されており、協議を重ね、双方が協同の精神でパートナーとして十分にコミュニケーションを図り、連携することで、より良い展覧会を計画、実施するという共通の目的を目指すという理解でよろしいでしょうか。	No.15をご参照ください。
401	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			県主体企画展	業務の流れ、具体的な手続きを確認させてください。県が行う企画立案、展示計画案の作成とは、展示の構成、展示シナリオの作成、開会から終了までのスケジュール作成、進捗を管理する工程表の作成、展示場の配置図の作成等のことであり、これらに基づき、事業者が関連業務企画案として、広報物、展示場施工などの計画、見積りを行い、事業者の予算に合わせて企画、展示計画の修正などを協議して企画展計画が決定され、実施していくという理解で間違いはないでしょうか。	No.278をご参照ください。
402	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			県主体企画展	中(長)期美術館運営計画とは、要求水準p11(4)②運営計画の策定において示されている長期運営計画と中期運営計画を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
403	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			県主体企画展	アール・ブリュット展、県展は、それぞれ常設展示室①、②、企画展示室のどの部屋で実施する想定でしょうか。	ご提案の内容も含め検討する方針です。
404	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			県主体企画展	アール・ブリュット展、県展は、それぞれ事業者の収入は入館料収入と貸室使用料のどちらでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
405	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			県主体企画展	県主体企画展において、県独自開催、実行委員会方式、共催のそれぞれについて、展覧会の予算の出資者、展示の広報物、展示会場施工等の発注先、展覧会収入の分配についてご教示ください。	いずれの方式の企画展であっても、想定規模に応じたサービス対価として積算しています。なお、発注先は事業者であり、分配は想定していません。
406	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			県主体企画展	県主体企画展は、事業者が実施計画を策定し、広報物の作成や展示会場の施工等を行うと理解しておりますが、実行委員会方式、共催等の場合でも、事業者が広報物の作成や展示会場の施工等を行うという理解でよろしいでしょうか。実行委員会方式の場合に、実行委員会が直接、第三者に広報物の作成や展示会場の施工等を発注することはないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
407	要求水準書（案）	VI運営業務	9	VI			県主体企画展	県主体企画展を実行委員会方式で開催した場合、空間構成・会場施工等については実行委員会ではなく県から発注されるとの理解でよろしいでしょうか。	実行委員会方式で実施する場合の、実行委員会への支払いは、サービス対価に積算しています。

408	要求水準書(案)	Ⅳ Ⅵ	9	Ⅳ	5		県主体企画展	関連業務全般について実施計画案を協議するとあるが、県学芸員の企画に対してSPCはどこまで口をはさむことができるのか。集客が見込めないなどの場合、開催に反対することは可能なのか。SPCの意見は反映されるのか	No. 17をご参照ください。
409	要求水準書(案)	別紙 運営業務	9/24	Ⅵ	5	企画展示	企画展計画	鳥取県障がい福祉課、文化政策課が実施される展覧会の場合は、県が取りまとめをして運営することになるのでしょうか。もしくは、県主体企画展と同様、SPCは企画展計画を作成することになりますでしょうか。	県の各担当課が主体となって実施します。
410	要求水準書(案)	Ⅳ Ⅵ	9	Ⅳ	5		SPC主体企画展	県主体企画展同様に「県と一体となって」とあるが、SPCはどこまで主体的に決定できるのか	SPC主体企画展の場合には、事業者が企画展の展示計画し実行しますが、経営戦略会議(仮称)において、他の展覧会の開催計画を踏まえて協議を行うというプロセスは経ていただくという趣旨です。
411	要求水準書(案)	Ⅵ運営 業務	9	Ⅵ			SPC主体企画展	SPC主体の企画展の企画、展示計画は、学芸員の嗜好などでは反対されず、合理的な理由がない限り反対されないという理解でよろしいでしょうか。	No. 17をご参照ください。
412	要求水準書(案)	Ⅵ運営 業務	9	Ⅵ			SPC主体企画展	SPC主体の企画展には、ポップカルチャーとの記載がありませんが、それ以外も実施可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 285をご参照ください。
413	要求水準書(案)	Ⅵ運営 業務	9	Ⅵ			SPC主体企画展	SPC主体企画展において、県の出資の有無をご教示ください。また、その場合の入館料等の分配の方針についてご教示ください。	SPC主体企画展に必要な費用は、サービス対価に含めています。
414	要求水準書(案)	Ⅵ運営 業務	9	Ⅵ			SPC主体企画展	実行委員会方式、共催の場合でも、事業者を支払われる広報物の作成や展示会場の施工等の対価は、県から支払われるサービス対価のみでしょうか。サービス対価に加え、実行委員会等から支払われる場合もありますでしょうか。	SPC主体企画展に必要な費用は、サービス対価に含めており、実施の方法はSPCの判断で実施してください。
415	要求水準書(案)	Ⅵ運営 業務	9	Ⅵ			SPC主体企画展	SPC主体企画展を実行委員会方式で開催した場合、実行委員会での予算の過不足は、調整額として控除または追加給付の対象になりますでしょうか。	現時点では想定していません。
416	要求水準書(案)	Ⅵ運営 業務	9	Ⅵ			SPC主体企画展	SPC主体企画展にかかる費用は、サービス対価に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
417	要求水準書(案)	Ⅵ. 運営 業務 5. 学 芸業務 (展 示)	9				企画展示	SPC主体の企画展は何回程度開催するか想定がありましたらご教示ください。	No. 277をご参照ください。
418	要求水準書(案)	Ⅵ運営 業務	10	Ⅵ			企画展の展示・ 広報・図録等に 必要な文章・解 説の執筆、翻訳	第三者検証にかかる費用は県の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
419	要求水準書(案)	Ⅵ運営 業務	10	Ⅵ			展示・広報・図 録等に必要な画 像がない場合に 新規で撮影	撮影の程度、頻度が分からないため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	入札説明書公表時に示します。

420	要求水準書（案）	VI運営業務	10	VI			企画展の展示・広報・図録等に必要な文章・解説の執筆、翻訳	業務の流れ・プロセス・具体的手続きの欄の凡例に、【】：第三者とあります。第三者の業務に関しては、県が第三者に県の費用負担で依頼するとの理解でよろしいでしょうか。例えば、県主体企画展、SPC主体企画展のいずれにも、第三者の内容として【第三者検証】【執筆】【執筆者校正】の記載がありますが、それぞれについて違いがあるのでしょうか。具体的な業務内容や費用負担の考え方等をご教示ください。	質問の業務欄における「第三者検証」とは、主催者側が執筆した図録等の原稿を、関係ある協力者的な研究者に見てもらうことが通例で、一般的には無償です。また、「執筆」は外部の研究者等による執筆、「執筆者校正」はいわゆる「筆者校」とし、この場合は執筆謝金を支払うことを想定しています。
421	要求水準書（案）	VI運営業務	10	VI			企画展の展示・広報・図録等に必要な文章・解説の執筆、翻訳	業務の流れ・プロセス・具体的手続きの欄の凡例にある、【】：第三者は、県が第三者に県の費用負担で依頼する業務との理解でよろしいでしょうか。その場合、県主体企画展、SPC主体企画展のいずれにも、第三者の業務として【第三者検証】【執筆】【執筆者校正】の記載がありますが、県主体の企画展だけでなく、SPC主体企画展に関しても、県の費用負担で、【第三者検証】【執筆】【執筆者校正】を第三者が実施することとなるのでしょうか。具体的な業務の流れをご教示ください。	No. 420をご参照ください。
422	要求水準書（案）	別紙運営業務	11/24	VI	5	企画展示	告知印刷物（ポスター、チラシ等）の製作	過去の企画展に関連した各種印刷物の仕様と製作部数、配布数を開示いただけますか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
423	要求水準書（案）	IV VI	11	IV	5		告知印刷物の製作	「高精度の配布計画」はどの程度のことを想定している。県立博物館における配布計画の現状を示してほしい	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
424	要求水準書（案）	別紙運営業務	11/24	VI	5	企画展示	出品目録、展示ガイドの製作	過去の企画展に関連した出品目録、及び展示ガイドの仕様と製作部数を開示いただけますか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
425	要求水準書（案）	VI運営業務	11	VI			出品目録、展示ガイド	県主体の企画展は、県が事業者にて作成部数を指示いただきたい。	経営戦略会議（仮称）で協議することを想定しています。
426	要求水準書（案）	IV VI	11	IV	5		出品目録、展示ガイドの製作	「過度の在庫」とは具体的にどの程度を指すのか	観覧者の受け取り状況から、入館者見込み数の1～2割少なめの数を想定しています。
427	要求水準書（案）	VI運営業務	11	VI			企画展の図録を製作	配付用図録、販売用図録は買取とありますが、事業者では負えない負担ですので県の買取としていただきたい。	SPCに買取を求めています。
428	要求水準書（案）	IV VI	11	IV	5		図録の製作	県立博物館における現状の製作計画を示してほしい	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
429	要求水準書（案）	別紙運営業務	11/24	VI	5	企画展示	図録の製作	○過去の企画展図録の仕様及び製作部数、販売数をご開示いただけますか。 ○巡回受入の際、原稿を執筆することもあり、製作に携わることもあると存じます。原則に乗取ることができない場合は、美術館内での協議にはかることで、ご許可いただくことは可能でしょうか。	前段については、本質問回答の参考資料集をご参照ください。後段については、お見込みのとおりです。
430	要求水準書（案）	VI運営業務	11	VI			企画展内容にあわせて各種グッズを作成	独立採算で運営するミュージアムショップの判断で作成の是非を決定できるとの理解でよろしいでしょうか。	企画展内容にあわせてグッズ作成のみサービス対価で積算しており、経営戦略会議（仮称）での協議を経て作成していただくことを想定しています。

431	要求水準書(案)	別紙 運営業務	11/24	VI	3	企画展 示	ミュージアム グッズの製作	過去の製作アイテム、製作部数、販売実績をご開示いただけますか。	本質問回答の参考資料集をご参照ください。
432	要求水準書(案)	VI運営 業務	11	VI			借用作品資料等 に保険を付保	借用する作品の評価額により保険料が異なるため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	No. 382をご参照ください。
433	要求水準書(案)	IV VI	11	IV	5		ミュージアム グッズの製作	ミュージアムショップ運営は独立採算とされ、付帯事業に位置付けられているが、グッズ製作は運営事業者が担うのか	要求水準で求めているのは、企画展内容にあわせたグッズ作成のみで、サービス対価に含めています。
434	要求水準書(案)	VI運営 業務	12	VI			借用作品資料等 の集荷返却(輸 送)	梱包、輸送方法が分からないため、実費精算としていただくか、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	入札説明書等公表時に示します。
435	要求水準書(案)	VI運営 業務	12	VI			県主体企画展に おける展覧会会 場の空間構成・ 会場施工	空間構成の具体的な内容をご教示ください。展示シナリオや展示場の配置図の作成などは、学芸員の業務であるとの理解でよろしいでしょうか。事業者はそれらに基づき魅力的な展示施工を行うとの理解でよろしいでしょうか。	現時点で、空間構成の具体的な内容は想定できません。中段・後段はお見込みのとおりです。
436	要求水準書(案)	VI運営 業務	12	VI			県主体企画展に おける展覧会会 場の空間構成・ 会場施工	空間構成は、p9企画展の展示計画における展示計画案の作成に含まれる県の業務ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。県主体企画展の「空間構成・会場施工検討」の下線を削除するとともに、併せて、SPC主体企画展の「空間構成・会場施工検討」に下線を追加する修正をします。
437	要求水準書(案)	VI運営 業務	12	VI			県主体企画展に おける展覧会会 場の空間構成・ 会場施工	会場施工検討により、事業者の予算に収まらない恐れが生じた場合は、協議により企画展の企画、展示計画案を含めて見直しが行われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
438	要求水準書(案)	VI運営 業務	12	VI			SPC主体企画 展における展覧 会会場の空間構 成・会場施工	空間構成・会場施工検討は、事業者の業務としていただきたい。	要求水準書を修正します。
439	要求水準書(案)	VI運営 業務	12	VI			SPC主体企画 展における展覧 会会場の空間構 成・会場施工	県主体企画展の空間構成・会場施工検討にアンダーラインがあり、SPC主体企画展の空間構成・会場施工検討にアンダーラインがありませんが、逆ではないでしょうか。	No. 438をご参照ください。
440	要求水準書(案)	VI運営 業務	13	VI			県主体企画展 (県博での企画 展)	県博での企画展示になりますので、事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	業務範囲内です。ただし、指定管理ではなく委託によります。
441	要求水準書(案)	別紙 運営業務	13, 20/2 4	VI	5, 8	企画展 示/会計 事務	企画展運営 (来館者看視・ 対応) 収入 (入館料・県博 での企画展)	県主体企画展(県博での企画展)に関して質問です。 ○県博で開催される企画展とはどのようなものを想定されていますでしょうか。 ○その際、美術館内ではなく、県博での看視も業務範囲になるという理解で間違いございませんか。 ○入館料の徴収を行うと記載されていますが、これは県博で徴収業務を行うということで理解は正しいでしょうか。もしくは会計上の業務ということでしょうか。 ○インフォメーションパッケージP40に記載されていますが、美術館と県博との展覧会における関係性の詳細、及び費用負担の想定が既にございましたら、伺いたいと存じます。	○事業者決定後に経営戦略会議で決定することを想定しています。 ○お見込みのとおりです。 ○料金の代行収受を想定しています。 ○現行の県立博物館の美術分野が新しく独立して美術館となるのであり、一定程度の規模の企画展を県立博物館でも行うこととしています。費用はサービス対価に含まれています。

442	要求水準書（案）	Ⅳ Ⅵ	11 13	Ⅳ	5		企画展運営（来館者看視、対応）	監視員の「適正な数」はどの程度と想定しているか。SPCの独自判断で良いのか	監視員は作品の安全の保全のため配置し、特にガラス等の入っていない額の作品や、彫刻、工芸作品など裸で展示されている際に、それを監視する監視員の目がなくなる状態を維持するために最低限必要な人数が「適正な人数」となります。企画展計画の中で積算し、経営戦略会議で協議することを想定しています。
443	要求水準書（案）	Ⅵ運営業務	13	Ⅵ			展示作品の盗難、損傷の防止、観覧しやすい環境づくり	看視員数の算出を県が行うこととなっておりますが、県が指摘した看視配置に基づき盗難、棄損等が発生した場合は、実施方針別紙2リスク分担表No.58の県の責によるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
444	要求水準書（案）	Ⅵ運営業務	13	Ⅵ			展示作品の盗難、損傷の防止、観覧しやすい環境づくり	看視員数の算出を県が行うこととなっておりますが、県は会場の見通しなど客観的かつ合理的な状況を根拠として、員数を算出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
445	要求水準書（案）	Ⅵ運営業務	13	Ⅵ			展示作品の盗難、損傷の防止、観覧しやすい環境づくり	看視員数の算出を県が行うこととなっておりますが、事業者が想定する看視員数を超過して事業者が増加費用が発生した場合は、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付の対象としていただきたい。	ご意見として承ります。
446	要求水準書（案）	別紙運営業務	13/24	Ⅵ	5	企画展示	記録撮影	プロセスに、アーカイブ保管と記載がありますが、常設展示の記録撮影とは異なるプロセスになっています。県が実施主体となっておりますが、どのようなシステムを想定されっしゃいますか。	特別のシステムを想定しているものではありません。写真や動画をDVD等で保管することを想定しています。
447	要求水準書（案）	Ⅳ Ⅵ	11 13	Ⅳ	5		記録撮影	記録データの「アーカイブ保管」の保管期間をどの程度に設定することを想定しているのか。保管手段の県としての想定は	永久保存を想定しています。
448	要求水準書（案）	別紙運営業務	13/24	Ⅵ	5	企画展示	関連イベント	県による直営となっておりますが、イベントの実施に関してはSPC運営も関与してくると存じますので、協力が望ましいかと存じます。	ご意見として承ります。
449	要求水準書（案）	Ⅵ	14		5	学芸業務（展示）	音声ガイド	別途示す「多言語対応整理表」とは、どの資料を示しますでしょうか。	No. 396をご参照ください。
450	要求水準書（案）	別紙運営業務	14/24	Ⅵ	5	企画展示	電子ディスプレイ	展示の中で「ディスプレイ画面やタブレット端末等で紹介」となっておりますが、どの程度のスペックの機器を準備する必要があるのか、既に想定するものがございましたら、お聞きしたいと存じます。	No. 398をご参照ください。

451	要求水準書（案）	VI	14		5	学芸業務（展示）	電子ディスプレイ	電子ディスプレイシステムの工事区分について、ご教示願います。	No. 398をご参照ください。
452	要求水準書（案）	VI運営業務	14	VI			常設展・企画展の予算管理	展覧会予算案の作成は、いつ行われる想定でしょうか。	県が毎年予算要求により確保する予算は、県の業務として必要な作品借用費等で企画展の内容により異なる経費のみですが、前年度において予算要求することを想定しています。
453	要求水準書（案）	VI運営業務	14	VI			常設展・企画展の予算管理	県が毎年確保する展覧会事業費予算の用途をご教示ください。	県が毎年予算要求により確保する予算は、県の業務として必要な作品借用費等で企画展の内容により異なる経費のみ。一般的な必要経費はサービス対価で積算しています。
454	要求水準書（案）	VI運営業務	14	VI			常設展・企画展の予算管理	展覧会の計画は、3年以前から着手するものと想定しますが、一方、県の予算化は当該年度の前年度末に議会承認をもって決定すると考えます。展覧会の計画は、事業者のサービス対価のうち年間の展覧会部分を前提として計画されるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者の予算を超過した場合は、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	展覧会に係るサービス対価は運営業務期間を通じて一定額が支払われることとなります。サービス対価は展覧会の規模に応じて積算されていますが、予算超過の恐れがある場合には予め経営戦略会議において調整を行うなど措置が図られることとなります。
455	要求水準書（案）	別紙運営業務	14/24	VI	5	常設展・企画展事務	協賛	過去の協賛獲得計画及び実績がわかるものがございましたら開示をお願いいたします。	入札説明書公表時に示します。本質問回答の参考資料集をご参照ください。
456	要求水準書（案）	VI運営業務	15	VI			後援名義申請	ここでいう後援名義等の獲得とは、常設展、県主体企画展の実施における費用を負担する主催、共催、後援者を募るという理解でよろしいでしょうか。	名義後援のみを想定しています。
457	要求水準書（案）	VI運営業務	15	VI			後援名義申請	ここでいう後援名義等の獲得が、常設展、県主体企画展の実施における費用を負担する主催、共催、後援者を募るという意味である場合、観覧料収入は、当該展覧会を主催、共催、後援したものが分配し、その残りが事業者の収入になるということでしょうか。	No. 456をご参照ください。
458	要求水準書（案）	VI運営業務	15	VI			後援名義申請	ここでいう後援名義等の獲得が、常設展、県主体企画展の実施における費用を負担する主催、共催、後援者を募るという意味である場合、事業者の収入は、常設展示室、企画展示室の貸室使用料のみになるということでしょうか。	No. 456をご参照ください。
459	要求水準書（案）	VI運営業務	15	VI			後援名義申請	常設展、県主体企画展のうち、後援名義申請を想定している年間の件数をご教示ください。	入札説明書公表時に示します。
460	要求水準書（案）	別紙運営業務	15/24	VI	5	常設展・企画展事務	内覧会・レセプションの開催	過去に開催された内覧会・レセプションの招待者数、出席者数、実施内容がわかるものがございましたら開示をお願いいたします。	入札説明書公表時に示します。

461	要求水準書(案)	別紙 運営業務	16/24	VI	6	館内外での普及事業	一般プログラム(常設展・企画展の関連イベントは除く)	過去の一般プログラムの実績と年間のプログラム数の開示を頂きたいと存じます。	鳥取県立博物館年報(Annual Report of the Tottori Prefectural Museum)をご覧ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=265347
462	要求水準書(案)	IV VI	16	IV	6		一般プログラム	子どもミュージアムの県としての想定を示してほしい	「鳥取県立美術館整備基本構想」p.19をご参照ください。
463	要求水準書(案)	別紙 運営業務	16/24	VI	6	館内外での普及事業	学校教育連携プログラム	県内の小学4年生全員のバス招待とありますが、こちらは人数またはバスの台数の目安をお聞きしたいと存じます。	学校便覧で学校ごとの学年別児童数をご参照ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/toukeisiryou
464	要求水準書(案)		16/24	VI	8		学校教育連携プログラム	県内小学4年生全員のバス招待とありますが、現状のクラス数と今後の推移予測があればお教え下さい。	No.463をご参照ください。なお、将来推計は算出していません。
465	要求水準書(案)	VI. 運営業務 6. 学芸業務(館内外での教育普及)	16				学校教育連携プログラム	対象となる県内の小学校に関する情報(学校数、児童数等)をご教示ください。	No.463をご参照ください。
466	要求水準書(案)	VI 運営業務	16	VI			県内の小学4年生全員のバス招待	事業者の業務はバスの手配であり、当該費用は別途、県が支払うとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価として積算しています。
467	要求水準書(案)	VI 運営業務	16	VI			普及広報誌等編集・発行	想定している冊子のページ数、発行部数、発行頻度をご教示ください。	現行の鳥取県立博物館ニュースは、A4・8ページ(展開A3版)で、半年ごとに10,000部発行しています。 博物館ニュースはこちらをご参照ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=265344
468	要求水準書(案)	VI 運営業務	16	VI			普及広報誌等編集・発行	事業者の予算を超過した場合は、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	No.454をご参照ください。
469	要求水準書(案)	IV VI	17	IV	7		企業連携	企業等との連携の県としての想定は	現行の鳥取県立博物館ではありません。
470	要求水準書(案)	別紙 運営業務	17/24	VI	7	ミュージアムネットワーク	デジタルアーカイブビューイング	鳥取県ミュージアムネットワークと美術館収蔵品システムとの連携はするご予定でしょうか。 また現状の鳥取県ミュージアムネットワークのシステムはどのようなものをお使いでしょうか。	「鳥取県ミュージアムネットワーク」は県内の博物館、美術館等で組織された団体であり、その中で美術系文化施設がそれぞれの収蔵品を情報発信する共通のデータベースを「美術館収蔵品システム」としています。 また、「美術館収蔵品システム」は現在はなく、今後、開発しようとしているものです。

471	要求水準書（案）	VI運営業務	17	VI			デジタルアーカイブ化した各館の主要作品映像を公開する仕組みの開発設置、保守管理、公開	収蔵品データベースの構築等は県が実施するとありますが、別紙4のp1の収蔵品等管理等システムのことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	No. 266をご参照ください。
472	要求水準書（案）	VI運営業務	17	VI			デジタルアーカイブ化した各館の主要作品映像を公開する仕組みの開発設置、保守管理、公開	県が整備する収蔵品データベースの内容が不明であり、保守等にかかる費用を見積れないため、当該データベース等の保守管理は県が実施するようにしていただきたい。	県が整備する収蔵品データベースの保守管理は県が行います。
473	要求水準書（案）	VI運営業務	17	VI			デジタルアーカイブ化した各館の主要作品映像を公開する仕組みの開発設置、保守管理、公開	システムの保守管理には、情報機器の更新、基本ソフトウェアの更新、ソフトウェアの更新は業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	デジタルアーカイブビューイングに係る更新は業務の範囲です。
474	要求水準書（案）	VI運営業務	17	VI			デジタルアーカイブ化した各館の主要作品映像を公開する仕組みの開発設置、保守管理、公開	実施方針別紙2リスク分担表No.82において、想定しない技術革新による陳腐化のうち、県が指示するものにより発生する増加費用は県が負担するとありますが、システムの保守管理に情報機器の更新、基本ソフトウェアの更新、ソフトウェアの更新が含まれる場合には、これらに伴う増加費用は県が負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	県の負担としない想定です。
475	要求水準書（案）	別紙運営業務	17/24	VI	7	ミュージアムネットワーク	イベント開催	県による直営ということになっていますが、イベント開催自体にはSPC運営は関与することが出てくると存じますので、協同行うことをご検討いただけませんか。	ご意見として承ります。
476	要求水準書（案）	別紙運営業務	17/24	VI	7	連携	県内外の作家との連携	県による直営ということになっていますが、地域振興の観点でSPCも協同行うこともご検討いただければと存じます。	ご意見として承ります。
477	要求水準書（案）	別紙運営業務	17/24	VI	7	連携	企業連携	企業連携を行うにあたって、企業向けレセプションなどを開催する可能性はありますでしょうか。また現在の連携状況をお尋ねしたいです。	前段はお見込みのとおりです。後段はNo. 469をご参照ください。
478	要求水準書（案）	VI運営業務	18	VI			美術館運営に係る経営戦略会議、館内職員会議の開催	経営戦略会議（仮称）においては、事業者の予算に基づき協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
479	要求水準書（案）	別紙運営業務	18/24	VI	8	経営戦略会議		経営戦略会議（仮称）に関して、既に想定されている方がいらっしゃるようでしたらご教示ください。	No. 160をご参照ください。
480	要求水準書（案）	VI運営業務	18	VI			広報及び来館者サービス、研究、展覧会事業に必要な多言語	研究は県の業務という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
481	要求水準書（案）	VI運営業務	18	VI			広報及び来館者サービス、研究、展覧会事業に必要な多言語	多言語ツールとは具体的にどのようなものでしょうか。	ご提案に委ねます。

482	要求水準書（案）	VI運営業務	18	VI			広報及び来館者サービス、研究、展覧会事業に必要な多言語化	翻訳言語の質とありますが、選択する単語や表現を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
483	要求水準書（案）	VI運営業務	18	VI			広報及び来館者サービス、研究、展覧会事業に必要な多言語化	県の観光翻訳状況をご教示ください。県の観光翻訳状況が変更された場合の事業者の増加費用は県の負担との理解でよろしいでしょうか。	「県の観光情報に準ずる」の部分を削除します。
484	要求水準書（案）	VI運営業務	18	VI			遺失物の取扱い	遺失物の管理は、V維持管理業務のp7において要求水準として記載があります。どちらの業務に含まれますでしょうか。	No. 324をご参照ください
485	要求水準書（案）	別紙運営業務	18/24	VI	8	利用者対応	館内案内 クレーム対応	現在の状況を把握するため、各項目に記載されている下記項目の現状のマニュアルを開示して頂きたいと存じます。 ・受付職員等の案内接客マニュアル ・館内放送マニュアル ・遺失物管理マニュアル ・クレーム対応マニュアル	入札説明書等公表時に示します。本質問回答の参考資料集をご参照ください。
486	要求水準書（案）	別紙運営業務	18/24	VI	8	利用者対応	VIP対応	既に想定されているVIPの方がいらっしゃるようでしたら、イメージでも結構なので、ご教示いただけますでしょうか。	現段階では、具体的に想定していません。
487	要求水準書（案）	別紙運営業務	19/24	VI	8	施設利用許可	県民ギャラリー等貸出し	現在の貸館の基準設定をご開示いただけますでしょうか。また、想定されている減免対象がございましたらご教示ください。SPCはその対象になりうるのかも伺いたいです。	入札説明書等公表時に示します。本質問回答の参考資料集をご参照ください。
488	要求水準書（案）	別紙運営業務	19/24	VI	8	設備運用	外灯運用	外灯に関しては周辺地域との関係もあると存じますので、県と連携もお願いしたいと考えております。	ご意見として承ります。
489	要求水準書（案）	VI運営業務	19	VI			美術館運営に伴う庶務	学芸員等県の職員が使用する筆記具等の消耗品、パソコンやプリンター、コピー機などの消耗品、保守、管理は県が直接購入、契約し、当該費用を県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	県が庁内LAN接続で使用するパソコンは県が配備し、それ以外はサービス対価で積算しています。
490	要求水準書（案）	VI運営業務	19	VI			美術館運営に伴う庶務	学芸員等県の職員が使用する筆記具等の消耗品、パソコンやプリンター、コピー機などの消耗品等は、使用料が想定できないため、県の負担としていただきたい。	県が庁内LAN接続で使用するパソコンは県が配備し、それ以外はサービス対価で積算しています。
491	要求水準書（案）	VI運営業務	19	VI			美術館運営に伴う庶務	学芸員等県の職員が使用する筆記具等の消耗品、パソコンやプリンター、コピー機などの消耗品等にかかる費用が事業者の業務費に含まれる場合において、これらは使用料が想定できないため、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	追加給付は想定していません。
492	要求水準書（案）	別紙運営業務	19/24	VI	8	庶務	一般事務	SPCは庁内LANにアクセスできないと記載されておりますが、庁内LANで利用するものは主にどのような機能がございませうでしょうか。その中で美術館運営に必要な項目は含まれてないかご確認したいと存じます。	県業務での起案、支払、あるいは県学芸員の各種申請等に使用し、美術館運営に必要な項目は含まれていません。

493	要求水準書（案）		19/24	VI	8		印刷物の発送	ポスターやチラシなど想定されている発送先や発送部数などお決まりの事項があれば、要求水準としてお示しください。	企画展等のポスターやチラシ等の発送先や発送部数の決定事項はなく、経営戦略会議で協議していただきます。
494	要求水準書（案）	別紙 運営業務	19/24	VI	8	文書管理	保存	現在の公文書管理の状況を開示いただけますか。管理規定及び書類やデジタルといった管理形態も把握したいと考えております。	入札説明書等公表時に示します。本質問回答の参考資料集をご参照ください。
495	要求水準書（案）	VI運営 業務	20	VI			前売り券を販売する場合の料金の収入、販売所への手数料支払	販売手数料は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金はSPCの収入となることから、前売り券販売を要求水準から削除することとします。前売り券販売については、経営戦略会議で協議してください。なお、これまでの実績は本質問回答の参考資料集をご参照ください。
496	要求水準書（案）	VI運営 業務	20	VI			前売り券を販売する場合の料金の収入、販売所への手数料支払	販売所は県が指定しないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 495をご参照ください
497	要求水準書（案）	VI運営 業務	20	VI			前売り券を販売する場合の料金の収入、販売所への手数料支払	県内のホテル等で企画展の無料券が多数配付されておりますが、企画展の価値が下がると思慮いたします。新美術館においては、入館料収入のリスクは事業者が負っていますので、原則として無料配布を行わないとの理解でよろしいでしょうか。	現行の鳥取県立博物館で、多数の招待券をホテルに配布している事実はありません。招待券の配付については、経営戦略会議（仮称）にかけることを想定しています。
498	要求水準書（案）	VI運営 業務	20	VI			物品や郵券類の出納、保管	ここで記載されている美術館運営に必要な物品とは具体的にどのようなものでしょうか。	開館後の運営業務を行うために必要な物品や郵券類を想定しています。
499	要求水準書（案）	VI運営 業務	20	VI			県公用車の予約管理、ガソリン代支払	ガソリン代は支払い手続きのみ行い、県が別途負担するとの理解でよろしいでしょうか。	公用車のガソリン代は、サービス対価で積算しています。
500	要求水準書（案）	VI運営 業務	20	VI			県公用車の予約管理、ガソリン代支払	公用車とはどのような車（セダン、バン、商用車、マイクロバス）を想定していますでしょうか。	現行の県立博物館には商用車が配備され、美術館でも同様に想定しています。

501	要求水準書(案)	VI 運営業務	20	VI		県公用車の予約管理、ガソリン代支払	公用車とは主にどのような用途に使用することを想定していますでしょうか。	学芸員の調査、打合せ、事業実施等を想定しています。	
502	要求水準書(案)	VI 運営業務	20	VI		県公用車の予約管理、ガソリン代支払	ガソリン代が事業者の業務費に含まれる場合において、ガソリン代が事業者の予算を超過した場合は、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	追加給付は想定していません。	
503	要求水準書(案)		20/24	VI	8	県公用車の管理	「利用」に下線がありませんが、公用車はSPC職員に利用させていただくこと可能ですでしょうか。また利用できる場合、保険料についてSPC側で見込むという理解で良いでしょうか。	公用車は、県とSPCに1台ずつを想定しています。	
504	要求水準書(案)		20/24	VI	8	刊行物	広報費用積算にあたり、年報の発行とありますが、想定されている発行部数を要求水準としてお示しください。また、必ず冊子媒体での発行を前提という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書公表時に示します。	
505	要求水準書(案)	別紙 運営業務	20/24	VI	8	美術館を支える方々とのネットワーク	ボランティア	絵本の読み聞かせなども活動事例に含まれていますが、図書スペースも多彩な活動が可能なのを想定されていますか。	美術館に図書スペースはなく、隣接する倉吉市立図書館の利用を想定しています。
506	要求水準書(案)		16/24 20/24	VI	6	ボランティア	業務の流れなど検討中とありますが、公開予定時期をお教えください。SPCから支出する費用があればお示しください。	入札説明書公表時に示します。	
507	要求水準書(案)	別紙 運営業務	21/24	VI	8	美術館を支える方々とのネットワーク	協賛金獲得	協賛金獲得のための活動はいつ頃をスタート時期として想定してらっしゃいますか。	契約後に協議することを想定しています。
508	要求水準書(案)		21/24	VI	8	災害対応		「県が避難所対応を指示した場合には」とありますが、周辺施設2施設が指定避難所に指定されていることから、美術館内に緊急時支援助物資の備蓄は想定されていますか。	想定しておりません。
509	要求水準書(案)	別紙 運営業務	22/24	VI	9	広報	広報計画・活動	県博で実施されていたプレスリストのご共有は可能でしょうか。	入札説明書等公表時に示します。本質問回答の参考資料集をご参照ください。
510	要求水準書(案)	IV VI	22	IV	9	広報計画・活動		海外美術雑誌についての想定は	SPCのノウハウに委ねます。
511	要求水準書(案)	VI	22		9	集客促進業務	デジタルサイネージ	デジタルサイネージとは、電気設備計画のマルチサイン装置と考えてよろしいでしょうか。	デジタルサイネージは駅、街頭等の館外に設置されている電子看板を指しており、広報業務の一環として活用していただくことを想定しています。マルチサインは館内において来館者に対してイベント案内などを表示する情報表示機器を指します。なお、これまでの広報媒体等の実績は本質問回答の参考資料集をご参照ください。

512	要求水準書（案）	別紙 運營業務	22/24	VI	9	広報	広告（製作手配） エフェメラ製作	広告掲出及び、エフェメラ製作に関する過去の実績や仕様、部数などがわかるものがございましたら開示をお願いいたします。	入札説明書等公表時に示します。
513	要求水準書（案）		23/ 24	VI	9		集客促進業務全般	周辺施設や地域団体との連携による利用促進を推進するにあたり、共用部にあたる広場や公園での屋外イベントの実施も想定されるため、民間提案事業の積算にあたり以下ご教示ください。 ・外灯以外の外部電源の供給口は美術館敷地外には設置済みまたは設置予定でしょうか。 ・別紙資料1 各室諸元表10/20屋外用倉庫に入る予定の周辺施設で供用できる屋外可動式物品は現状お持ちでしょうか。またはSPC側で準備する必要がありますか。	美術館敷地外は本事業の事業範囲外となります。また、事業者において調達が必要な什器・備品の内容については、入札説明書等公表時に示します。
514	要求水準書（案）	VI運營業務	23	VI			年間パスポートや親子兼、パフォーミングアーツ活動者や企業への働きかけ	例示されている年間パスポート等の企画などは、あくまで例示であり実施が義務付けられているものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
515	要求水準書（案）	別紙 運營業務	23/24	VI	9	集客業務	周辺施設との連携による利用促進	現状の倉吉パークスクエア各施設の来場者数及び利用者数、利用者層など詳細がわかる資料を開示いただけますでしょうか。	倉吉パークスクエア内の倉吉未来中心の施設別利用者数については、インフォメーションパッケージJP46でお示ししました。その他の施設で現時点で把握しているものについては、本質問回答の参考資料集をご参照ください。
516	実施方針	IV	23	IV	9		周辺施設との連携による利用促進	倉吉パークスクエア各施設については優先的な利用などが可能なのか。現在の県立博物館では民間利用の優先順位が低く、公的利用が優先されている。民間事業者であるSPCの利用は公的利用に分類されるのか	倉吉パークスクエア内の各施設にご確認ください。
517	要求水準書（案）	VI運營業務	24	VI			レストラン、カフェ、ショップ等の営業	開館準備期間中に誘致するとありますが、誘致できなかった場合は違約金等が発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	供用開始時点ではレストラン、カフェ、ショップ等が営業できるよう、開館（供用開始）時同時開店を要求水準としています。要求水準未達の場合の取扱いについては入札説明書等公表時に示します。
518	要求水準書（案）	VI運營業務	24	VI			レストラン、カフェ、ショップ等の営業	参加申請時には、レストラン、カフェ、ショップ等の受託者の登録は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
519	要求水準書（案）	VI運營業務	24	VI			レストラン、カフェ、ショップ等の営業	具体的な実現性を考慮せずに提案時には理想的なショップを提案し、評価を得ることができる建付けのように思われます。競争の公平性を担保するために、スキーム等を整理いただけないでしょうか。	No. 517をご参照ください。
520	要求水準書（案）	VI運營業務	24	VI			レストラン、カフェ、ショップ等の営業	実施方針説明会でも発言がございましたが、これらの店舗の採算性は厳しいことが想定されます。つきましては、これらの受託者の撤退等については、違約金等を課さないようお願いいたします。	No. 517をご参照ください。なお、店舗入替時の改装等によって一定の期間、開館中の営業ができないことは明らかであることから、その点については一定の配慮を示す方針です。

521	要求水準書(案)	VI運営業務	24	VI		レストラン、カフェ、ショップ等の営業	実施方針説明会でも発言がございましたが、これらの店舗の採算性は厳しいことが想定されます。一方、要求水準は相当のレベルが義務付けられております。これでは受託者が見つからないと思われるので要求水準の見直しをお願いいたします。	No. 520をご参照ください。
522	要求水準書(案)	VI運営業務	24	VI		レストラン、カフェ、ショップ等の営業	それぞれの店舗は採算の確保が難しいと想定しています。記載されている要求水準はレベルが高いと思われます。それぞれの店舗で運営の継続性、収益性を前提に実施すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 520をご参照ください。
523	要求水準書(案)	VI運営業務	24	VI		レストラン、カフェ、ショップ等の営業	それぞれのショップ運営において、SPC等が運営の継続性のために資金補助することは認められるでしょうか。採算が非常に厳しいと想定しており、現在の博物館におけるショップへの補助のような資金援助が必要だと考えております。	ご意見として承ります。
524	要求水準書(案)	VI運営業務	24	VI		レストラン、カフェ、ショップ等の営業	SPCが自ら営業する場合に出店料の受領とありますが、誰の誰に対する出店料でしょうか。	事業者(SPC)直営の場合に出店料は生じないことから表記を修正致します。
525	業務要求水準書(案)別添資料1各室諸元表		1			防犯	レベル2は、事業者の職員も入室できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
526	業務要求水準書(案)別添資料1各室諸元表		1, 3, 4			収蔵庫、展示室	収蔵庫・展示室の計画を行う上で、想定されている各収蔵・展示作品リスト(サイズがわかるもの)をいただきたい。	入札説明書公表時に示します。
527	業務要求水準書(案)別添資料1各室諸元表		1			収蔵庫共通	将来の二層化とは、室内に収蔵棚、架台を増設し、1室利用の内で収蔵物を2段に収蔵することを想定した床荷重の設定を考えると宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
528	業務要求水準書(案)別添資料1各室諸元表		1			収蔵庫共通	「収蔵庫は将来の二層化対応できるよう、床荷重、電力盤の容量を見込む」とありますが、具体的には2倍程度の容量を見込むという意味と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
529	業務要求水準書(案)別添資料1各室諸元表	別添資料1	1	各室諸元表	収蔵庫1		収蔵庫内に展示ケースを設置することとされています。展示ケースを収蔵庫内で一時的に保管するとの理解で宜しいでしょうか。	展示ケースを収蔵庫内で一時的に保管する必要はありません。更なる詳細については入札説明書等公表時に示します。
530	業務要求水準書(案)別添資料1各室諸元表		1			写真収蔵庫	ネガフィルム保管用の冷蔵庫を設置できる仕様とするとともに、前室を設け、前室は夏季、冬季とも15℃±1℃、55℃±5%の空調を備えるがありますが、11/20ページ機械設備の写真収蔵庫の温湿度条件は10℃±1℃、55%±5%とあります。写真収蔵庫本体は10℃±1℃、前室は15℃±1℃とし、さらに保管用冷蔵庫を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

531	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表	別添資料1	2	各室諸元表	一時保管庫 トラックヤード		展示ケースを設置することとされています。展示ケースをトラックヤードで一時的に保管するとの理解で宜しいでしょうか。	No. 529をご参照ください。
532	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表	別添資料1	2	各室諸元表	トラックヤード		トラック駐車エリアと荷降ろしエリアは、通常のトラックの荷台高さ程度のレベル差があるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、展示物の荷降ろし・運搬が円滑に行われるようにしてください。
533	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表	別添資料1	2	各室諸元表	トラックヤード		美術館と県民ギャラリーはそれぞれ別の搬出入口・トラックヤードとするとありますが、ワークショップルームへのバック動線を確保するトラックヤードはどちらかのトラックヤードと兼用でよろしいでしょうか。	美術館側のトラックヤードとしてください。
534	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表		2			トラックヤード	トラックヤードに記載のホイストクレーンについて、必要な揚重高さは天井高6.0m内で11tトラックの車輛寸法により適切に設定すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
535	要求水準書(案)	別添資料1	2			トラックヤード	「荷物用EVの扉に一直線」とは、荷解室からEVの扉に一直線、ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
536	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表	別添資料1	3	各室諸元表	展示室 共通		単相及び三相200Vにも対応できる電源盤を設置とありますが、必要容量についてご教示願います。	「電源盤を当該室の近辺の目立たない位置に設ける」に改め、三相200Vは不要とします。
537	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表		3			常設展示室①～⑤	常設展示室①～⑤の展示は年間5回～8回程度開催するとありますが、展示替に伴う空間構成・会場施工の変更は軽微なものであり、年度ごとに大きな変更はないと理解してよろしいでしょうか。展示替に伴う費用及び作業期間をどの程度見込めば良いかを思料しております。	空間構成等は基本的には既存のスライディングウォールや展示ケースを利用するため変更としては軽微です。また、常設展示の展示替えに伴うコストはサービス対価として計上しています。ただし、常設展示室①および②は大規模な企画展の際には一体的に使用して企画展の会場となることも想定していますので、展示内容によっては、企画展の予算の範囲内で展示壁や仮設ケース等の造作を行うことはあり得ます。
538	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表		3			展示室共通	天井の強度において、吊り下げの展示用に見込む重量をご指示願います。	天井からピンポイントにワイヤー1～2本で吊り下げる際の作品重量は最大100kg程度を想定しています。

539	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表		3 4			展示室共通	「单相および三相200Vにも対応できる電源盤を設ける」とありますが、具体的な容量や回路などご提示ください。 また、展示室共通とありますが、企画展示室には同様の指示が記載されていますが、その他には記載されていません。企画展示室のみと考えてよろしいでしょうか。	No. 536になります。
540	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表		3, 4			展示室	展示ケースの仕様はミドルグレードタイプとありますが、どのような仕様かお教え下さい。	入札説明書等公表時に示します。
541	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表		3/20	展示エ リア	展示室	常設展 示室①	県民キュレーターという表記がございますが、こちらはどのような方を指していらっしゃるのでしょうか。またその選定方法と基準をご教示ください。	県民キュレーターとは、一般公募した中・高・大・一般、ときには小学高学年までが学芸員等の指導を受けながら展覧会等を企画運営するプログラムです。選定方法は、公募で参加希望者を集め、志望動機コメント(書類選考)や面接内容等により学芸員が選定するかたちを考えています。基準としては、美術に関する知識やスキルの有無というよりも、美術や展覧会というものに対する熱意の部分が重要ではないかと考えています。
542	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表		3/20	展示エ リア	展示室	展示全 般	展示本数に関して質問です。 常設及び企画展示室に関して、それぞれご予定されている展示本数が記載されておりますが、これは調整することは可能でしょうか。集客面及び他の企画との連動を考慮して、本数を増減することも検討したいと考えております。	多少の調整は可能ですが、資料保存の観点から長期間の展示ができない資料については、資料の特性に合わせた適切な展示期間の設定が必要になります。そういった条件を踏まえたうえで、年間の展示本数計画を練ることが必要になります。
543	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表	別添資 料1	4	各室諸 元表	展示室 共通		单相及び三相200Vにも対応できる電源盤についての条件が、「展示室共通」及び「企画展示室」の欄に記載されております。「展示室共通」欄における記載を正とし、企画展示室以外の全ての展示室に同盤が必要と考えてよろしいでしょうか。	No. 536になります。
544	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表	別添資 料1	4	各室諸 元表	企画展 示室		「屋外から直接搬入ができるよう配慮」とありますが、開口部の最低寸法の想定について御教示ください。	企画展示室への作品搬入にあたって、荷物用E Vに搭載できない作品の移動は想定していません。そのため、「荷物用E Vで搬入できない大型展示品は屋外から直接搬入ができるように配慮する」は削除します。
545	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表	別添資 料1	4	各室諸 元表	企画展 示室		单相及び三相200Vにも対応できる電源盤を設置とありますが、必要容量についてご教示願います。	No. 536になります。
546	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表		4			公開承認施設	展示ケースは備品に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 529をご参照ください。

547	業務要求水準書 (案) 別添資料1 各室諸元表		6			ホール・レク チャールーム	「多様な規模、内容の講演会等、様々な利用形態に対応できる最新鋭の映像機器を設置する」とありますが、具体的な要望、機器種等ありましたらご提示ください。	入札説明書等公表時に示します。
548	業務要求水準書 (案) 別添資料1 各室諸元表	別添資料1	6	各室諸 元表	ワーク ショッ プルー ム・ス タジ オ		単相及び三相200Vにも対応できる電源盤を設置とありますが、必要容量についてご教示願います。	No. 536にならいます。
549	業務要求水準書 (案) 別添資料1 各室諸元表		6		ワークショッ プルー ム・ス タジ オ		「単相および三相200Vにも対応できる電源盤を設ける」とありますが、具体的な容量や回路などご提示ください。	No. 536にならいます。
550	業務要求水準書 (案) 別添資料1 各室諸元表		7		ミュージアム ショッ プ		内装も施設整備に含まれ、サービス対価として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
551	業務要求水準書 (案) 別添資料1 各室諸元表		7		レストラン		内装も施設整備に含まれ、サービス対価として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
552	業務要求水準書 (案) 別添資料1 各室諸元表		7		レストラン		「備品・厨房機器についても本事業にて整備する」とありますが、レストランの運営形態を設定し、PFI事業者側で用意するという解釈でよろしいでしょうか。また、整備費はサービス対価の対象と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
553	業務要求水準書 (案) 別添資料1 各室諸元表		9/20	共通・ 事務エ リア	職員 ゾーン	学芸執務室・総 務事務室	学芸執務室・総務事務室と記載されておりますが、これは県直接雇用職員の方とSPC直接雇用人員が、役割に応じて各室で同居する形で執務するという理解でよろしいでしょうか。	学芸執務室は県職員が、総務事務室はSPC職員がそれぞれ執務することを想定しています。
554	要求水準書(案)	別添資料1	9			印刷室	「騒音」とありますが、どういったものを印刷する想定でしょうか。また、印刷機とはどの程度の大きさのものを想定してますか。	入札説明書等公表時に示します。
555	要求水準書(案)	別添資料1	10/20			警備員室、清掃 員控室等	「警備員室」や「清掃員控室」等で職員と委託業者の記載がありますが、この「職員」は事業者・県職員の常駐者両方を指し、委託者というのは事業者から再委託する専門業者を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
556	業務要求水準書 (案) 別添資料1 各室諸元表		11			機械設備の空調 間欠運転欄	I (8:00-18:00)、II (8:00-21:00) III (24時間運転) との記載について、IとIIは記載の時間外については空調を停止するとの理解でよろしいでしょうか。またその場合、時間外における収蔵庫等の温度湿度の変化への対応にはどのような運転を想定しているのでしょうか。	時間外は収蔵庫等の開閉、出入はほぼ無いことから、空調を停止しても温度湿度の大きな変化は生じないものと想定しており、特段の対応は考えておりません。ただし、収蔵庫については、記載の時間外であっても、温度湿度の変化が生じた場合には、空調を運転し、必要な温度湿度の条件を維持していただく必要があります。また、展示室については、重要文化財の展示等が行われている場合は、時間外も空調を運転し、必要な温度湿度の条件を維持していただく必要があります。

557	業務要求水準書 (案)別添資料1 各室諸元表		13/20			常設展示室①～ ⑤、企画展示室	本施設は、設計段階において文化庁及び県と協議しながら、公開承認施設の承認を受けることが目的の一つである。 展示室内の空調性能について湿度±5%と記載してあるが、その対象となる範囲は、業務要求水準書(案)、5/15ページ、III、4、及び別添資料1各室諸元表、3/20ページ、常設展示室⑤・企画展示室に記載の通り、常設展示室⑤及び企画展示室の展示ケース内であると理解される。 その他の範囲の室環境においては、湿度設定の数値目標をより適切、妥当なものとする事が望まれる。(例えば湿度±10%程度)	ご意見として承ります。
558	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		25			美術館の立地	大御堂廃寺跡の東側の敷地部分は、説明会において倉吉市と供用する駐車場を整備するとの説明がありましたが、当該敷地部分には駐車場以外は整備できないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
559	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		25			美術館の立地	リス舎等のエリアは計画地に含まれないようですが、リス舎は解体等はされないのでしょうか。リス舎等のエリアの将来計画についてご教示ください。	No.6をご参照ください。
560	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ	別添資 料3	26	鳥取県 立美術 館(仮 称)に 係る情 報	浸水想 定		26頁の「美術館の浸水想定」に、想定最大3.0m～5.0m、計画規模0.5m～3.0mと示されていますが、倉吉市洪水ハザードマップからは1.0m～5.0mと読み取れます。浸水想定引用元を御教示ください。	国土交通省中国地方整備局 倉吉国道事務所_天神川水系防災ページ 浸水想定区域図 (http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/river/bosai/sinsui.htm)に掲載されている、【洪水浸水想定区域図(想定最大)】及び【洪水浸水想定区域図(計画規模)】を引用しています。
561	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ	別添資 料3	27	鳥取県 立美術 館(仮 称)に 係る情 報	配置計 画		27頁の「日影ラインの検討」に、職員・搬入入口の想定位置が示されていますが、これより20～30m程度東に既存の橋があります。この橋を、職員もしくは搬入口として使用することは可能でしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
562	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ	別添資 料3	27	鳥取県 立美術 館(仮 称)に 係る情 報	配置計 画		「日影ラインの検討」の図に示されている職員・搬入入口と関係して現在水路がありますが、この取り扱いに対して規制がありましたらご教示ください。	水路に関しては以下のとおりです。 ・地目：宅地(駄経寺町2丁目3-3、3-5、3-8の一部) ・管理者：倉吉市 ・橋の設置は可能だが、倉吉市法定外公共物管理条例に基づく占有申請及び道路法第24条に基づく道路施工承認の手続き(窓口：倉吉市建設部管理計画課)、各事前協議が必要。 ・雨水排水の接続は可能だが、排水量の検討を行った上で、倉吉市法定外公共物管理条例に基づく占有手続き(窓口：倉吉市建設部管理計画課)が必要。 ・上記手続きには、当該水路が農業用水路も兼ねているため、水利組合(上灘、円谷大口堰大口水利組合)の同意が必要。

563	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ	別添資 料3	38	基本ス キーム (案)	実施体 制(イ メー ジ)		インフォメーション・パッケージでは代表取締役が総括責任者を兼任することを想定されておりますが、代表取締役ではなく役員が兼務することでも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。総括責任者は必ずしも代表取締役であることを求めるものではありませんが、あえてその他の役員が兼務する場合には、目的を確認させていただきます。
564	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ	別添資 料3	38	基本ス キーム (案)	実施体 制(イ メー ジ)		このイメージ図では、県職員である「副館長」から統括マネージャーへ矢印が引かれております。統括マネージャーは事業者から選任されますので、指揮命令系統はあくまで事業者側にあり、要求水準書(案)P. 13に記載がありますように、県との業務上の関係は「職員との連絡調整を行なう」という理解でよろしいでしょうか。	指揮命令系統に関してはお見込みのとおりです。なお、統括マネージャーは、単に連絡調整役を担うだけではなく、館長等とともに美術館運営を担う立場を求めている点ご注意ください。
565	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		38	3	美術館 運営に おける 実施体 制		○館長の人選及びその基準、採用時期の想定がございましたらご教示ください。 ○その他の人員に関する採用スケジュールがございましたらご共有お願いできますでしょうか。	館長は県職員として配置することを想定しているが、人選等については開館までの適時に検討します。また、県学芸員については、現在の県立博物館の学芸員が勤務することを想定しています。民間事業者の職員採用スケジュールはご提案となりますが、県が要求する業務内容に応じたサービス購入費を積算する予定です。
566	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		38			美術館運営における実施体制 (イメージ)	実施体制のイメージにおいて統括マネージャーが副館長の下に位置付けられておりますが、当該矢印線は指示命令系統を示すものでしょうか。本事業は委託契約だと理解しており、派遣業法と判断されるような業務の指示、命令等は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	No.564をご参照ください。
567	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			展示テーマの 例・イメージ	ポップカルチャー展は、必ずまんが王国との共催としなければならぬのでしょうか。	No.285をご参照ください。
568	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			展示テーマの 例・イメージ	S P C主体企画展は、ポップカルチャー展以外も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No.285をご参照ください。
569	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			展示テーマの 例・イメージ	S P C主体企画展で実施するポップカルチャー展は、まんが以外でも認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No.285をご参照ください。
570	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			展示テーマの 例・イメージ	S P C主体企画展として実施するポップカルチャー展は巡回展への参加でもよろしいでしょうか。必ずS P Cが主体的に企画することをとめられているのでしょうか。	No.285をご参照ください。
571	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			展示テーマの 例・イメージ	大規模展とポップカルチャー展を企画展示室において実施し、中規模店を常設展示室で実施する想定でしょうか。	現時点では、具体的に想定していません。
572	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			展示テーマの 例・イメージ	記載されている展示テーマの例・イメージのような企画展が年間のスケジュールとして実施予定であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

573	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			展示テーマの 例・イメージ	記載されている展示テーマの例・イメージの企画展のうち、自主企画とされている企画展についても共催、後援等を募る計画でしょうか。	お見込みのとおりです。
574	業務要求水準書 (案)別添資料4 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			展示テーマの 例・イメージ	県の美術館にふさわしいポップカルチャー展の考え方があればご教示下さい。	No. 285をご参照ください。
575	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			開館初年度、2 年目の大規模展	主にマスコミとの共催、あるいは実行委員会組織を想定とありますが、マスコミとの共催の場合、観覧料収入は事業者の収入とはならず、企画展示室等の貸室使用料のみが事業者の収入になるということでしょうか。	入館料収入を想定しています。
576	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			開館初年度、2 年目の大規模展	主にマスコミとの共催、あるいは実行委員会組織を想定とありますが、マスコミとの共催の場合、事業者の収入は企画展示室等の貸室使用料及び、企画展観覧料に含まれる入館料収入が事業者の収入となるということでしょうか。その場合、企画展観覧料に含まれる入館料収入は事業者が提案し、県が承認した入館料単価が確保されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
577	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			県博での展示	県博での展示とありますが、事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	業務の範囲内です。
578	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		40			まんが王国との 共催	中規模展示並みの予算で実施とありますが、県が想定している大規模展示、中規模展示、小規模展示の想定予算をご教示ください。	入札説明書等公表時に示します。
579	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		41			想定事業収支項 目	想定事業収支項目における支出項目の細目が、p52の美術館運営実績の各支出項目のどれに含まれているかをご教示ください。	入札説明書等公表時に示します。
580	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		51			鳥取県立博物館 の決算情報	企画展開催費は、県以外の主催、共催、後援等により行われた企画展については、実質的に県が負担した費用のみが表示されているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
581	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		52	5	美術館 の運営 に関する 情報	支出面 におけ る比較	○開館準備業務に関する費用はどのような試算になっていらっしゃいますでしょうか。 ○基本的に県博をベースに試算をされているように見受けられますが、各項目に関して、それぞれどのような内訳でこの試算額が出たのかを開示していただくことは可能でしょうか。 ○要求水準で示されている利用者受付業務、学芸業務における収蔵業務、集客促進業務における運営費用(事業費や人件費の試算)はどこに含むこととなりますでしょうか。もし含まれていない場合は、どのような想定にされていますでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。

582	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		52	5	美術館 の運 営に 関す る情 報	支出面 にお ける 比較	企画展覧会運営 費	○企画展覧会運営費には、企画展に関わる図録製作費用、グッズ製作費用、間接費用（例えば、広告宣伝費や広報費、イベント費、監視費等）が含まれるのでしょうか。 ○県立美術館規模での企画展運営費としては、一企画展あたりの事業費想定が低く感じられるのですが、ご再考いただける可能性はありますか。	前段は、お見込みのとおりです。 後段については、インフォメーション・パッケージに掲載した情報であれば、この数字は、「鳥取県立美術館整備基本構想」公表時点のものを参考として示したものです。本事業における考え方等については、改めて入札説明書等公表時に示します。
583	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		52				支出面における 比較	支出面における比較において、以下の費用はそれぞれの支出項目に含まれているかご教えてください ①各種展示広報費 ②各種展示図録等作成費 ③水道光熱費 ④収蔵品等の保存にかかる費用 ⑤収蔵品等の修復にかかる費用	入札説明書等公表時に示します。
584	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		52				支出面における 比較	施設管理費の試算の考え方において、規模を9,190㎡に圧縮する場合がありますが、9,910㎡の誤りでしょうか。その場合、施設管理費は@9,200㎡/㎡を乗じて約91.2千万円となるとの理解でよろしいでしょうか。	「規模を9,910㎡に圧縮する場合」としたうえで、必要箇所の修正を行います。
585	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		52				支出面における 比較	企画展覧会運営費は回数を5回とした場合、76百万円程度と想定されておりますが、76百万円は45,600千円の1.6倍（3回→5回）であり、平成26年度を基準にしていると考えられます。平成27年度50,852千円、平成28年度55,764千円と比較すると、5回分の展覧会費用が低く見積もられているように見受けられますが、本事業においては、展示の方針を拡大されると想定しており、また、集客のために展示の手法等においても新たな取組みがなされべきだと理解しておりますが、そのような状況において、過去3年において最も少ない金額である平成26年度を基準とされた根拠をご教えてください。	インフォメーション・パッケージに掲載した情報は、「鳥取県立美術館整備基本構想」公表時点のものを参考として示したものです。本事業における考え方等については、改めて入札説明書等公表時に示します。
586	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		52				支出面における 比較	本整備運営事業においては、予防保全による設備等の管理が期待されていると理解しておりますが、施設管理費には予防保全の考え方に基づく経常的な修繕、更新等の費用が含まれておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
587	要求水準書（案）	別添資料3	52				美術館運営に 関す る情 報	支出項目の「職員人件費」についてですが、試算の考え方に記載の通り例えば維持管理業務に関する人員（維持管理業務責任者等）は含まれていないという認識でよろしいでしょうか。	No.585をご参照ください。
588	要求水準書（案）	別添資料3	52				美術館運営に 関す る情 報	「職員人件費」「施設管理費」「企画展覧会運営費」「常設展示運営費」「教育普及事業」「調査研究事業費」の各支出項目についてですが、試算の考え方に含まれる業務の内訳についてご教示下さい。 例) 【施設管理費】 ・設備管理・保守、警備費、清掃費、建物修繕費、備品修繕・更新費、光熱水費（電気、水道、ガス）	インフォメーション・パッケージに掲載した情報は、「鳥取県立美術館整備基本構想」公表時点のものを参考として示したものです。本事業における収支の項目等については、改めて入札説明書等公表時に示します。

589	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		53	5	美術館 の整備 費用及 び利用 見込み 者数に 関する 情報	整備費 用の試 算	その他経費	その他経費とは具体的に何を想定した数字でしょうか。	美術館整備費用の試算は、「鳥取県立美術館整備基本計画」 での数値ですが、基本計画では、外構植栽サイン等整備、設 計委託、展示ケース等備品類や展示用ICT機器・音響・デ イスプレイ等システムの整備費用をその他経費としています。
590	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		53	5	美術館 の整備 費用及 び利用 見込み 者数に 関する 情報	美術館 におけ る利用 見込み の試算		美術館賞を目的とした利用見込みを年間64,000人とされています が、常設展示・企画展ごとの試算をされているようでしたら開示い ただきたいと存じます。 また、減免対象者をどの程度見込んでらっしゃるかも伺いたいで す。	入札説明書等公表時に示します。
591	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		53				整備費用の試算	建築工事費77億円（その他経費を除く）には、消費税、税金、金 利、設計料、工事監理料、備品、他は含まれないとの理解でよろし いでしょうか。	消費税は含まれます。それ以外についてはお見込みのとおり です。
592	業務要求水準書 (案)別添資料3 鳥取県立美術館イ ンフォメーショ ン・パッケージ		53				美術館における 利用見込みの試 算	利用見込みの試算において県民連携等に係る取組みに伴う利用で年 間28,000人程度を想定されておりますが、具体的にはどのような取 組み内容を想定されてますでしょうか。	平成30年7月6日に策定した「鳥取県立美術館整備基本計 画」において中心となる機能として整理したもののうち、 「つなぐ（地域・学校・県民との連携・協力）」事業展開を ご参照ください。
593	業務要求水準書 (案)別添資料6 下水道台帳		2				下水道台帳	実施方針説明会において説明がありましたが、大御堂廃寺跡トイレ として使用している小屋は、解体撤去せずに残すという理解でよろ しいでしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
594	業務要求水準書 (案)別添資料6 下水道台帳		2				下水道台帳	実施方針説明会において説明がありましたが、大御堂廃寺跡トイレと して使用している小屋の維持管理は業務範囲外でしょうか。	入札説明書等公表時に示します。
595	業務要求水準書 (案)別添資料6 下水道台帳		2				下水道台帳	実施方針説明会において説明がありましたが、大御堂廃寺跡トイレと して使用している小屋の修繕は業務範囲外でしょうか。	入札説明書等公表時に示します。